

平成26年(ワ)第1282号 債務不履行等請求事件

原告 大西 秀宜

被告 株式会社 AKS

キングレコード株式会社

グーグル株式会社

原告 準備書面 その4

平成26年6月x日

東京地方裁判所 民事部 第31部 合議B係 御中

〒 (伏字)

住所 (伏字) (送達場所)

原告 大西 秀宜 印

電 話 070-6969-9177

本書面の趣旨

平成26年6月2日に行われた第2回口頭弁論において、被告株式会社AKS(以降被告AKSと記載する)および被告キングレコード株式会社(以降被告キングレコードと記載する)より記載された内容があまりに事実と反し、矛盾点が極めてたくさん存在するため、反論する。

またその前に、原告の請求の趣旨の追加について申請する。

また、被告グーグル株式会社(以降被告グーグルと記載する)についても、新たに得た知見が存在するため、項○以降に示す。

なお、原告のもともとの請求の趣旨、及び被告の主張を斜字体で示し、原告はそれに対して追加にて回答することとする。

主張する内容

1. 訴えの内容の追加的変更について

概要

被告 AKS、被告キングレコード、被告グーグルらの行為は、民法第 710 条に規定する名誉毀損にも当たり、さらに民法第 719 条に規定する共同不法行為であるため、当該法を追加し主張したい。

説明

原告のもともとの請求の趣旨は、平成 26 年（ワ）第 1282 号 補正命令に対する補正資料 平成 26 年 2 月 24 日によれば、

1. 被告 1（注：被告 AKS）及び被告 2（注：被告キングレコード）は、原告が購入した金 3 万円に及ぶ CD 付属の握手券にて保証された握手に関する債務について、一方的に拒絶した代償として、金 3 万円を支払え。
2. 被告 1 及び被告 2 は、原告に対し、被告 1 及び被告 2 が共同で販売を委託するサイト「キャラアニ」からの握手券を付属させた CD の購入ができない状態にしたとのことであるが、被告 1 及び被告 2 の販売する握手券付き CD を選択購入できる地位を有することを確認せよ。
3. 原告が Google+ サービスにおいて被っている、原告が見られる表示内容が、一般利用者が見られる内容と異なる件について、被告 1 及び被告 3（注：被告グーグル）は、原告は一般利用者が見られる表示内容

と同一の内容が見られる地位を有することを確認せよ。

4. 被告1及び被告2, 被告3は, 原告に対し共同で, 損害賠償(慰謝料)300万円及びこれに対する平成25年11月24日より支払い済みに至るまでに民法所定の年5分の割合により遅延損害金を支払え。
5. 訴訟費用は被告1および被告2, 被告3共同での負担とする。

としているが,

1. これは原告が受けた, 平成25年11月24日, 同年12月1日, 平成26年2月22日に被告らから受けた理不尽な内容(やりとりの内容を書証として提出していなかった)ので, 新たに**甲第64号証**及び**65号証**にて示す。なお同年12月1日のやりとりについては, **甲第10号証**にて提出済である), そしてそのおおもとなった**甲第1号証**, に示す内容を軸とした確認請求と, その不法行為による損害賠償請求である。
2. これらの判断を被告らがおこなった原因を特定することが, 請求の基礎となるのは当然であり, その請求の基礎に関して原告が**訴状**及び**平成26年(ワ)第1282号 補正命令に対する補正資料**, その他準備書面などで主張してきたのであるが, そのやりとりをした結果, 当初より原告が**訴状項24~28**に記していた被告AKSによると思しき行為が, 被告AKS及び被告キングレコードから出てきた準備書面により, 明らかに被告AKSのものであると判明した。この結果, 被告AKS及び被告キングレコードが原告に対して判断した行為自体が違法であることが確認できたため, 当該行為は名誉毀損として新たに主張する。
3. 既に原告は, 損害賠償請求として, **平成26年(ワ)第1282号 補正命令に対する補正資料**の請求の趣旨4にて主張しており, その具体

的内容は、**項 2 6 (P7)**によれば、既に“被告らの行為は**刑法 2 3 0 条 1 項**に規定する名誉毀損罪の可能性もあり、これらの不法行為に基づく**民法第 7 0 9 条, 7 1 5 条**に規定される損害賠償請求権も含めた上で,”としている。

4. そして、被告らの行為は**刑法第 2 3 0 条 1 項**に規定する名誉毀損罪と原告は新たに断定すると同時に、これは**民法第 7 1 0 条**に規定する名誉毀損にも当たるため、当該法を追加し主張することとする。
5. さらに、被告 AKS 及び被告キングレコードの為した行為は、握手会というサービス全体を考慮したときに、**個人情報保護に関する法律第 1 5 条, 1 6 条**に違反し、その結果**民法第 7 1 0 条**に規定する名誉毀損が該当し、その上で、**民法第 7 1 9 条**に規定する、共同不法行為者としての責任が該当する。
6. また同様に、“AKB48 now on Google+”においては、被告 AKS 及び被告グーグルがそれぞれに自らの非を否定しているが、“AKB48 now on Google+”というサービス全体を考慮したときに、**個人情報保護に関する法律第 1 5 条, 1 6 条**に違反し、その結果**民法第 7 1 0 条**に規定する名誉毀損が該当し、その上で、**民法第 7 1 9 条**に規定する、共同不法行為者としての責任が該当する。
7. 原告は、被告 AKS 及び被告キングレコードの為した行為は、岩田華怜に対して為した行為に関しても、**刑法第 2 2 3 条**に規定する強要罪、**刑法第 2 3 0 条 1 項**に規定する名誉毀損罪、及び、誤った個人情報を個人情報取扱事業者として利用したことにより、**個人情報保護に関する法律第 1 5 条, 1 6 条**に違反し、その結果**民法第 7 1 0 条**に規定する名誉毀損が該当し、その上で、**民法第 7 1 9 条**に規定する、共同不法行為者としての責任が該当すると考えている。

然るに、岩田華怜に関する内容の主張は、原告には当事者適格がない。

このため、本項7はあくまで原告の考えの基礎として参考的に記載したものである。

2. 被告 AKS 第1準備書面に対する認否

第2 訴状記載の請求原因に対する認否 1 「第1 当事者」について

(1) 同1について

被告株式会社 AKS (以下、「被告 AKS」という。)が株式会社キャラアニ(以下、「キャラアニ」という。)に CD の販売を委託したことは否認し、その余は不知。

被告 AKS の主張に関し否認し争う。

被告 AKS が株式会社キャラアニに対してどのような契約行為を為そうが、当該 CD に関しては、実態として被告 AKS 関係者が最も多く関係しているのであるから (甲第 6 6 号証)、被告 AKS が株式会社キャラアニに対して CD の販売を委託していることについて、実態として疑いようなない事実である。

これは、甲第 8 2 号証 P2 に、被告 AKS 自らが、“事業内容 音楽ソフト、映像ソフトの企画、制作、製造”と記入しており、その上で、被告 AKS 関係者が、甲第 6 6 号証に示すとおり最も多く関係していることから、事実上推測できる。

また、原告に関する“その余は不知。”との回答について、当該回答を否認し争う。

原告は、当該内容をブログ上に記載しており、被告 AKS 自らが、原告のブログ上の記載を被告 AKS 準備書面 1 にて仔細に判断した内容

4 不法行為に基づく損害賠償請求について

(2) 被告 AKS の具体的反論

(イ) 違法性がない

にて詳細に記載していることと矛盾する。

なお原告は、被告 AKS が原告のブログ上の記載を、原告に対して事前に了承を得ることなく、仔細に判断した内容を被告 AKS の判断材料としたことは、それ自体が、個人情報取扱事業者である被告 AKS としての、**個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）**の、**第 15 条及び第 16 条**に違反すると主張する。

被告 AKS の、自己に都合のよい個人情報だけ収集し、それ以外は不知とする態度には、原告は非常に疑問を感じざるを得ない。

なお、これ以後原告は、原告がブログ上に掲げた内容に関しては、“**被告 AKS 準備書面 1 4 (2) (イ)**に反する”と記載する。

但し、そのように記載したからといって、原告が個人情報取扱事業者である被告らに対して、原告の個人情報の自由な利用を認めたわけではない。あくまで被告らは、**個人情報の保護に関する法律**の規定に反した、違法収集証拠を前提にして論を展開しており、それらについて原告は、原告の方が違法なことをしていると認められ、その上で被告らに収集の権利を認めるべきもの以外に関しては、個人情報の違法収集を認めるつもりはない。

(2) 同 2 について

否認する。被告 AKS はアイドルグループ AKB48 をマネジメントする会社である。AKB48 に関する諸権利を管理し、AKB48 に関する事業を一部運営する会社である。

被告 AKS の主張に関し否認し争う。

甲第 8 2 号証 P1 に記載の内容

“会社概要 AKB48 を運営する株式会社 AKS の会社概要です。”

を、被告 AKS 自ら否定しているのは滑稽である。

原告は、被告 AKS の当該ページ（ <http://www.akb48.co.jp/company/> 会社概要，甲第 8 2 号証 P2～4 ）内に、被告 AKS 自らが埋め込んだ情報を、Google が収集した上で表示していると想定する。

然るに原告も、大学時代にプログラミングをかじったとはいえ、それほどプログラミングに詳しいわけではなく、その証拠は見つけれられていない。

確かに被告 AKS は、AKB48 に関する事業を全て運営していない可能性があり、その点について原告は不知ではあるが、AKB48 に関する事業を主体的に運営し、握手会を主催しているのは被告 AKS であると一般的には想定されている。

そのように認知されているからこそ、甲第 6 7 号証に示す通り、先日岩手県にて発生した被告 AKS 所属メンバーに対する傷害事件に関して、警視庁万世橋警察署が被告 AKS に対して、握手会などにおける警備強化を申し入れたのであり、被告 AKS もその点を認知しているからこそ、申し入れを受け入れたと、原告は主張する。

(3) 同 3 及び 4 について

不知。

被告 AKS の主張に関し否認する。

原告は、株式会社日立製作所に勤務していた経験のある原告の経験に基づいても、被告 AKS による取引管理上、被告キングレコード及び被告ゲー

グルの事業内容に関して不知というのは極めて問題であると原告は主張する。

2 「第 2 違法事実」について

(1) 同 1 について

否認ないし不知。

被告 AKS は原告に対し、岩田華怜氏(以下、「岩田氏」という。)と握手をさせる債務を負っていない。なぜなら、被告 AKS は握手券付き CD の販売をそもそもしていないからである。

また、被告 AKS には、原告と岩田氏との握手を認めたり、拒否したりする権限はない。なぜなら、被告 AKS は握手会の主催者でも運営者でもないからである。

被告 AKS の主張に関し否認し争う。

理由は、“第 2 訴状記載の請求原因に対する認否 1 「第 1 当事者」について (2) 同 2 について” に同じである。

そして、被告 AKS らは警視庁からの指導を受け入れたのであるから、平等の原則に従い、原告の訴えもとりあえずは検討すべき義務を負っている。内容について認めるかどうかは、検討した次のステップの議論であって、門前払いとするのはおかしい。

逆に言えば、被告 AKS は、原告に対して“被告 AKS は握手会の主催者でも運営者でもない”と主張するのであれば、平等の原則に従い、警視庁万世橋警察署に対しても、“被告 AKS は握手会の主催者でも運営者でもない”と主張しないのはおかしいと、原告は主張する。

また、被告 AKS 所属の郡司善孝らが、原告と岩田華怜との握手を拒否した事実は、甲第 10 号証、甲第 64 号証及び 65 号証にて示した通りであ

り、“被告 AKS には、原告と岩田氏との握手を認めたり、拒否したりする権限はない。”とする被告 AKS の主張は、原告の遭遇した事実と反する。

(2) 同 2 について

否認ないし不知。

被告 AKS は Google+ サービスを運営していない。

被告 AKS の主張に関し、原告の誤記を認めた上で、否認し争う。

本項においては原告が訴状にて、“Google+ サービス”と書いたから、そのまま反論したのであろうが、原告の主張は、“AKB48 Now on Google+” サービスである。

その旨の主張として、原告の訴状その他書類の記載において、被告 AKS が運営していると原告が主張するものは、“Google+” サービスではなく、**甲第 27 号証 P1** に示す、“AKB48 Now on Google+” と訂正する。

以後全ての主張に対して、もし原告がうっかりと、被告 AKS に対して、“Google+” サービスをしていると記載した場合は、全て“AKB48 Now on Google+” の誤りであると読み替えていただきたい。

その上で、**甲第 27 号証 P1** に示すような、「すべてのメンバーが、すべてのファンとつながる。」「AKB48 メンバー全員が Google+ で活動中。お気に入りを見つけよう。」(c)AKS などと記載されていることから、被告 AKS は、実態として“AKB48 Now on Google+” サービスを運営していると読み取れる。

また、**甲第 27 号証 P2** に示す通り、“部屋っ子”として、主として 13 歳未満のメンバーが利用する共同投稿 ID が用意されているが、そのような

ものは、12歳未満の者が団結して、被告 AKS または被告グーグルまたはグーグル米国法人に対して権利を主張した上で作成したものとは到底考えられないものであることから、**“AKB48 Now on Google+”**を開始したのは被告 AKS だと認められる。

さらに、被告 AKS が**“AKB48 Now on Google+”**サービスの運営を否定するのであれば、**甲第 68 号証**に示すような、**“G+運営事務局”**なるものは、誰がどのように運営しているものか、明快に回答をいただきたい。

(3) 同 3 について

不知。

被告 AKS の主張に関し否認し争う。

当該内容を原告が訴えていることに関して不知とすることについては、**被告 AKS 準備書面 1 4 (2)(イ)**に反することである。

但し原告の訴えの具体的内容は、原告の考えなのであるから、被告 AKS 側に理解できないことがある場合もあり得ることは認める。

3 「第 3 経緯」について

(1) 同 1 について

原告が、毎日のように秋葉原のドンキホーテ 8 階の AKB48 劇場のロビーに設置されているプロジェクタにおける無料公演鑑賞に通っていること(通称、ロビ観をしていること)については認め、その余は不知。

被告 AKS の主張に関し否認する。訂正を求める。

被告 AKS 準備書面 1 4 (2)(イ)に反することである。

(2) 同 2 について

不知。

被告 AKS の主張に関し否認し争う。

次ページ (6) にて、ほぼ同時期に岩田華怜が発言したとする内容を、被告 AKS は認めているのであるから、本項についても同様に岩田華怜に対してヒアリングしたのであれば、回答は“認める”又は“否認する”しかあり得ない。

このような回答が為されること自体が、被告 AKS は岩田華怜に対するヒアリングを行っていないことの例証であり、さらに言えば、岩田華怜の本心とは異なったことを被告 AKS が記載している可能性が高いことの例証である。

(3) 同 3 について

平成 23 年 11 月頃から岩田氏へファンレターを出すことが解禁になったこと、平成 24 年 7 月以降原告が岩田氏に頻繁にファンレターを出していたことは認め、その余は不知。

被告 AKS が“その余は不知”としたことに対して、否認し争う。

原告が出したのは、甲第 4 5 号証にて記載の通り、2012 年 3 月 30 日付にて 96 回目のファンレターであったのであり、5 ヶ月 (約 150 日) で 96 枚のファンレターだったことが分かる。このために、“ほぼ毎日”という表現が妥当かどうかは措くとしても、それだけの内容を原告が送付していたことを不知とする理由がない。

これは、岩田華怜にヒアリングするまでもなく、ファンレターを受け取った被告 AKS 関係者にヒアリングしても容易に分かる内容である。

この記載からは、

“平成 24 年 7 月以降原告が岩田氏に頻繁にファンレターを出していた”
ことを選択的に認めることにより、あたかも平成 24 年 7 月以降、原告が株式会社日立製作所を懲戒解雇され（原告は不当と考えているので、平成 26 年（ワ）1415 号として別訴を進行中である）、原告がドイツに亡命申請したことを契機として、突然記載内容がおかしいファンレターを送り付け始めたことが問題かのような、誤った解釈を第三者に対して与える悪意を感じる。

この原告の感じる、被告 AKS による悪意の例証として、**被告 AKS 準備書面 1 4 (2) (イ)**において、“平成 25 年 11 月 23 日の時点において、原告は岩田氏に対し、合計で 500 通を超えるファンレターを出し、”が挙げられる。

平成 24 年 7 月 1 日より平成 25 年 11 月 23 日までの日数を計算すると、1 年 365 日 + 4 ヶ月間約 120 日 + 11 月は 23 日分で総計 508 通となる。そしてこのように記載することにより、第三者に対して、原告があたかも平成 24 年 7 月 1 日より突然ファンレターを毎日のように送り始めたかのような錯誤に陥らせる危険性がある。

原告は、現住所に住み、インターネット利用が可能となった平成 25 年 10 月 28 日より、ファンレターを自分の PC 上にて記載し保管している。

さらに、**甲第 2 号証**に記載されている内容が、被告 AKS 関係者に依る事実である場合を想定し、ファンレターが渡っていない危険性が想定されたために、同一内容をインターネット上にも掲示している。

そして、平成 25 年 11 月 22 日まで記載したものを**甲第 70 号証**に示す。すべてのファンレターに通番を振っており、平成 25 年 11 月 22 日（23

日未明に記載)のもので“約 641”としている。なお、劇場に印刷し提出したのは、“約 640”までである。

(原告は、ドイツ在住時は紙で書いていたし、日立製作所時代は会社で休み時間等に記載していたため、整理する時間もなく突然懲戒解雇された原告には、多少の数え間違いもある可能性があるために、“約”をつけている)

すなわち、**甲第70号証**によれば、平成25年6月末日までの8ヶ月、約240日の間に、原告は岩田華怜に対して130通程度のファンレターを送付していたことになる。4～6月は、日立製作所を訴えるための活動をしており、その分岩田華怜へのファンレターのペースは落ちてはいたが、トータルとしても2日に1通以上は送っていた計算であり、被告AKSがその通番を知ることは容易であった。

にもかかわらず、被告AKSは、あたかも原告が平成24年7月1日より突然ファンレターを送りつけたかのような記載をしていると原告は主張する。

なお、原告が平成24年7月1日より毎日ファンレターを送り続けたのは、原告がドイツでの亡命申請生活を開始したことにより、遠くに離れて住む岩田華怜を寂しがらせないことを意図したものである。

原告にストーカー気質があったとすれば、原告はドイツで亡命申請生活などせずに、岩田華怜に対してストーキング生活をしていたと想定され、そのようなことを為さなかった原告を、あたかもストーカーかのような印象を与える記載を多分にしている被告AKSには、悪意しか感じない。

また被告AKSが、“その余は不知”としたことはすなわち、以後に被告AKSが述べる(26)(27)における主張において、被告AKS担当者らは原

告が有名であるから、**甲第 2 号証**の書き込みが誰であるか特定できないとしたことに反する。

というのも、被告 AKS が本項にて示すとおり “その余は不知” であり、原告が平成 24 年 7 月 1 日より毎日ファンレターを送り続けたことのみ認めるのであれば、原告が毎日のように岩田華怜に対してファンレターを送り続けたことは到底公知であるとは言えないと、被告 AKS 自らが主張するのであって、原告がファンレターを送っている旨を断定してインターネット上に名誉毀損及び脅迫書き込みを続けた者がいると主張する原告に対して、(26)(27)のような対応を被告 AKS が行った事実と明らかに矛盾するのである。

(4) 同 4 について

否認ないし不知。

*Google+*のプラットフォームを利用したグループメンバーとファンとの交流をはかる「AKB48 Now on Google+」を開始したのは、AKB48 の各メンバーであって、被告 AKS ではない。

被告 AKS の主張に関し否認し争う。

“「AKB48 Now on Google+」を開始したのは、AKB48 の各メンバーであって、被告 AKS ではない。” については

理由は、“2 「第 2 違法事実」について (2)” に同じ。

また、原告の記載した、“AKB48 メンバーの書き込みに対してファンがコメントできるようになった。” に関しては、否認しようのない事実のほずであり、ここを被告 AKS はどうして否認ないし不知とするのか真意を測りかねる。

その余の否認に関しては、否認される可能性を認めはするが、原告の当時

置かれていた情報を、被告 AKS も容易に知り得たはずと主張する。

というのも、甲第36号証 P3 より

“?:40頃（注：“?”の部分は、前頁320の書き込みにて12:20と記載していることから、“12”が文字化けしたと思われる）、告発人（原告注：原告のことである）が岩田華怜のレーンに出向いたところ、しのたんが待ち構えており、劇場スタッフに電話連絡した。そして、ブース手前にしのたん、ブース奥に被告発人（原告注：寺門朝広）、劇場スタッフ B、サルオバサン（原告注：西山恭子）らが監視する中にて握手を行った。”

とある通り、原告を良くなく思っているファンがいてもおかしくないことは容易に想像できたはずと考える。具体的に何時何分にどれだけの人数のファンによって原告が取り囲まれたかなどは、被告 AKS として不知の可能性があることは認める。

(5) 同5について

不知。

被告 AKS の主張に関し否認し争う。

少なくとも、被告 AKS が雇用する AKB メンバーについて被告 AKS がヒアリングすることは可能なはずであり、それを怠った上で“認める”“否認する”ではなく“不知”とするのは、訴訟に対して不誠実な対応である。

さらに、甲第44号証における書き込みのいくつかをピックアップするが、

P2

987 : あ [] 投稿日 : 2012/06/02(土) 23:48:21.65 ID:WCdkff0R0[1/1 回 (PC)]

>最近研究生が頑張るようになって、正規メンバーもどんどん活気付いてきたぞ

モバイルメールを取っている方は分ると思いますが
確かに撮影後にスタジオで自主練等ここ数ヶ月
活気付いていますね。

117 : []投稿日：2012/06/03(日) 23:36:45.20 ID:vsNW6jCc0[1/1 回
(PC)]

>あなたの応援(笑)とやらでAKBメンバーが活躍したなんて
切れのあるダンスをするように言われた研究生(原告注:藤田奈那を指す
と思われる)が

今年に入って自主練等に精を出してパフォーマンスが格段に上がり
公演の出演回数が増えたという事例があります。

いずれにしても常軌を逸していると思うほど大西さんは研究生に
チョッカイ出してるんですが大西さんとの因果関係は置いておくとして
も

成果が出てるのは事実ですね。

ただの厄介でマイナス面しか生み出さないのであれば
出入り禁止になるんですがそうはならないということは
何かあるのかもしれませんが。

P3

249 : あ[]投稿日：2012/06/05(火) 23:44:21.37 ID:iSM90/wk0[2/2 回
(PC)]

ゆかるん(原告注:佐々木優佳里)については、おーにっちゃんの一言が
よくなった一因だというの

が、衆目の一致するところです。

P4

983 : あ [] 投稿日 : 2012/06/26(火) 23:06:36.07 ID:yDd2H8ze0[2/2 回 (PC)]

おーにっちゃんはメンバーの事をよく見てるなあ。

見る目がある人と言うのは直感的な部分が優れていると言うよりも、その事柄について毎日少しずつ積み重ねてしっかり見ている人だと思う。

これらの書き込みは原告が為したのではなく、被告 AKS 内部でも決して原告の評価が低かったとは原告には思えない理由のひとつである。

AKB48 ファンはあまねく自分の“推し”しか見ておらず（小林よしのりなどもそのような見方に立脚している）、これだけ公平にメンバーを見て、原告を評価できる人間は、総合プロデューサーである秋元康しかいないというのが、原告の主張である。

そう考えると、現在秋元康とは敵対関係にある原告に対して、2ちゃんねる上に、当時のような AKB48 メンバーに関する賛同書き込みがないことについても説明がつく。

なお、原告が当該書き込みを秋元康による書き込みであると推定したところで、後述する(36)にて被告 AKS が原告に対して主張しているような、妄想の類ではないはずである。

(6) 同 6 について

平成 24 年 1 月 7 日の握手会において、岩田氏は、原告の呼びかけに応じ、

「おーにっちゃんが来た！」と伝えるなど当初は好意的に対応していたことは認め、その余は否認ないし不知。

被告 AKS の主張のその余に関し否認し争う。

甲第 7 1 号証に、原告が日立製作所時代、社内 SNS こもれびに記載した文章より、AKB に触れたログを示す。

この P119, 120 の記載を見ると、原告は岩田華怜以外にも、サイド横田絵玲奈、伊豆田莉奈、佐々木優佳里、田野優花、鈴木里香に既に知られており、さらに岩田華怜からじゅり(高橋朱里)及びぽんみゆ(大森美優)、佐々木優佳里からなつつん(小嶋菜月)を紹介してもらった。

特に佐々木優佳里など、初めて会うにも関わらず小嶋菜月を紹介してくれたことから、これだけ大勢のメンバーが原告を理解し、それぞれに紹介してくれたことは、原告に対して岩田華怜以外のメンバーも好意的に感じていた証拠である。

(8) 同 8 について

原告と岩田氏及び田野優花氏との間に原告指摘のやりとりがあったことについては認め、その余は不知。

被告 AKS の主張に関し、その余の不知の部分に関して検討するに、原告がファンらに取り囲まれたことに対する不知に関してはその可能性もあると認め、それ以外は否認し争う。

“原告指摘のやりとり”とは、岩田華怜及び田野優花が泣いてしまったことに関しては、原告が去った後の事象であり、“やりとり”には含まれないと原告には解されるが、そうすると(10)において、被告 AKS 自らが、岩田華怜が泣いてしまったことを認めたことと矛盾する。

(9) 同 9 について

否認ないし不知。

被告 AKS は岩田氏に対していかなる強要もしたことはない。

被告 AKS の主張に関し、徹底的に争う。

原告が経験したことを総合すると、被告 AKS から岩田華怜に対して、刑法上の強要罪に当たる強要が為されたのは間違いない。

(10) 同 10 について

平成 24 年 4 月 8 日、被告 AKS に所属するマネージャーの寺門朝広氏(以下、「寺門氏」という。)が原告に対し、「メンバーが傷ついている」と言ったこと、原告が寺門氏に対し、「お前誰や!」と言ったこと、これに対し、寺門氏が原告に対し、名前を名乗ったこと、二人の話がかみ合わずに終わったことについては認め、その余は否認ないし不知。

被告 AKS の主張に関し否認し争う。

甲第 36 号証 P2~3, 320 及び 321 の書き込みに記載があり、本事象が発生して5日間で書いたものであり、原告は詳細に間違えることはあっても、会話内容の大枠で間違えることはあり得ない。

甲第 36 号証には確かに、原告が小突かれたことについては記載がないが、原告は、被告 AKS 寺門が原告を、名前を告げる前に小突いたことを強烈に覚えている。名前も名乗らぬうちから小突かれたからこそ、原告はカチンときて、「お前誰や!」と言ったのである。知らない人間が丁寧に挨拶してきたのであれば、原告はそのような発言をしたはずがない。

なお、原告は寺門が最初からそれだけ横柄かつ高圧的な態度だったことを主張するものであって、小突かれたこと自体を争点とする気はない。

(11) 同 11 について

概ね認める。

ただし、寺門氏が岩田氏らメンバーに強要をしたことはない。

当時、岩田氏が泣いていたので、寺門氏が岩田氏に事情を訊くと、岩田氏より、「大西さんより『おまえはアイドルとしてこうあるべきだ。』『こうしなさい。』』というように一方的に決めつけるような説教をされたことから、泣いてしまった。」と聞いたので、原告に事情を確認するに至り、以下の如きやりとりがあった。

大西→寺門 「おまえ誰や」

寺門→大西 「マネージャーの寺門です。なぜ岩田を泣かせるようなことを言うのですか」

大西→寺門 「マネージャーらが教えないから代わりに俺が教えてやったんだ」

寺門→大西 「それはあなたの仕事ではない。そういうのは結構です。」

被告 AKS の主張に関し否認し争う。

原告と被告 AKS 寺門朝広とのやりとりは、**甲第 3 6 号証**に示すとおりである。

寺門朝広は、自分が教えるべき立場であるというような、責任感のある発言は一切していない。

なおこれは、**甲第 7 1 号証 P118** に示す、原告と被告 AKS 戸賀崎智信との会話内容からも推察できる。被告 AKS はあくまでマネジメントをしているのであって、メンバーを教えるのはファンであるという主張で、戸賀崎智信も寺門朝広も一貫しており、寺門朝広が言ったと被告 AKS が主張する内容は後から捏造したものと分かる。なお**甲第 7 1 号証 P118** の書き込みからは、日程が定かでないが、**甲第 7 1 号証 P116** にて、“そういう状態で、1/7 握手会を迎えました。”と原告が記載していることから、当該

の会話も 2012/1/7 の出来事と分かる。

原告は、被告 AKS 関係者らの、このような責任感のなさに対して常々怒りを覚えていたのである。

また、原告は自身のことを“私”または“僕”と称しており、自身を“俺”と称したことは、38年の人生で10度としてない（何らかの演技上為したことはあり得る）。寺門朝広に対してはそのような言葉は使っておらず、このような事実からも、寺門朝広の主張する会話内容は、原告を“俺様”的な態度に第三者に思わせるための、完全な作り話である。

また、直近で岩手県にて AKB メンバーに対する傷害事件が発生し、被告 AKS の警備体制の問題点に対して、**甲第 67 号証**に示す通り、警視庁万世橋警察署から指導があり、さらに**甲第 69 号証**にあるとおり、被告 AKS の警備体制の問題点に対しては、アルバイトからも指摘されているのである。

このようなことから、**甲第 36 号証**に示すように、寺門朝広ら被告 AKS 社員は、自分たちがメンバーを育てたり守ったりしようとしていないことが読み取れる。

また、寺門朝広が来る前に、岩田華怜が泣いた理由は（但し、**甲第 36 号証**に示すように、寺門は原告に対して、メンバーが泣いたことは一切主張しなかった）、**甲第 46 号証**に示すとおり、原告の発言ではなく、“しのたん”の理不尽な対応、及びそれを明確に“しのたん”に対して言えない不甲斐なさに対して泣いたと、原告には推測される。

然るに被告 AKS は、“しのたん”のほうに加担し、**甲第 36 号証 P3**に示すような厳戒態勢を敷いたのである。

とすると、被告 AKS が岩田華怜に対して何らかの指示を出していてもおかしくはなく、このような事実から、原告が、被告 AKS は何らかの作為を為していると考えたとしてもなんらおかしくはないし、岩田華怜は原告ではなく、被告 AKS による強要により泣いたと推測できる。

そもそも、**甲第 3 6 号証 P3** に示すような厳戒態勢を敷いていなければ、岩田華怜は原告に対してもっと自由に発言できたはずである。

なお、AKS が加担した“しのたん”は、2012 年及び 2013 年の、“岩田華怜生誕委員会委員長”であるが、2013 年の、“岩田華怜生誕委員会”において生誕費用を持ち逃げしたとして、詐欺であると主張している者がいる（**甲第 7 3 号証**）。だから、今年は“しのたん”は岩田華怜生誕委員にはなっていない。

原告も、2012 年の、“岩田華怜生誕委員会”に入ったが、1 万円の会費を支払った直後に、原告がいろいろ文句を言うからとして、2012 年 3 月頃、“しのたん”により一方的に強制退会させられた（**甲第 8 3 号証**）。その旨については、間を置かずに被告 AKS にも伝えていたが、被告 AKS はなんらの対策もせず、“しのたん”に加担した。

なお、**甲第 8 3 号証**はしのたんの身勝手な言い分である。被告 AKS の準備書面 1 にも言えることであるが、片方に加担した場合、正当な発言も全て“場を乱す発言”として制裁を受ける可能性がある。

“しのたん”自身が公開するブログにあるとおり、“しのたん”は原告よりも遥かに多く金銭的に被告 AKS に貢献していた（**甲第 7 4 号証**）がために、被告 AKS は“しのたん”に加担したと原告は推測する。

被告 AKS は、“しのたん”の個人情報収集する権限がないから、詐欺

罪の訴えがあろうとも調査しなかったと主張するのであろうが、そうであれば原告は、被告 AKS その他に対してなんらの危害も加えていないのである。

仮にファンレターが危害になるというのであれば、原告は「ストーカー行為」はしていないが、**ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年五月二十四日法律第八十一号）第四条**にあるのを準用し、まずは被告 AKS のほうから、ファンレターの送付の中止を要請せねばならないのである。法律的な考え方においては、よほどの重過失や故意でない限り、注意をした後に改めない者に対して初めて判断を行使できると、原告は認識している。

然るに、本項(26)(27)等において被告 AKS も認める通り、原告が何度も繰り返し、**甲第2号証**に示されるような、岩田華怜から嫌われているようなことはないか聞いたにも関わらず、被告 AKS は否定したのである。

だから、本資料における被告 AKS の具体的反論に記載される通り、原告が被告 AKS らから斯様に断罪されねばならぬのは全くもって理不尽である。

”しのたん”を問題視せず原告を問題視する理由についての説明を、被告 AKS に求めたい。

原告は、このように、ファンを、心ではなくて金額で選別してしまう風潮を是とする被告 AKS の体質が、本年5月に発生した、岩手における傷害事件の原因の根底にあると考えている。

また、この件からも、2012/4/8 の時点から原告は被告 AKS からマークされていたことは明白であり、**本項(3)**にて被告 AKS が、“平成24年6月以前のファンレターについては不知”としたことの作為が、ここでも改め

て認められる。

(12) 同 12 について

否認ないし不知。

被告 AKS は Google+ サービスを運営していない。

被告 AKS の主張に関し否認し争う。

原告は“Google+”サービスと記載したが、当該内容は“AKB48 Now on Google+”サービスであると、被告 AKS にも容易に想像可能なものである。

否認する理由は、2 「第 2 違法事実」について(2) に同じである。

なお、当該内容は、甲第 3 1 号証に示す、被告 AKS 戸賀崎智信に書き込んだ内容の削除にも関連する。

そうすると、本項(4)において、“「AKB48 Now on Google+」を開始したのは、AKB48 の各メンバーであって、被告 AKS ではない。”

との記載があるが、そうであれば、戸賀崎智信の書き込みを削除したのは戸賀崎智信自身ということとなり、何故甲第 3 1 号証に示すようなものを削除したのかの見解を求めたい。

被告 AKS 戸賀崎智信は、被告 AKS にて現在“カスタマーセンター長”を名乗ってはいるが、訴状に対してさえ十分な回答できないのであれば、被告 AKS においてそのような者が長をする“カスタマーセンター”なるものが有効に動いているとは言えず、原告が準備書面 3 P12 項 4 7 にて主張している、“苦情受付窓口自体がない被告 AKS”という主張が肯定される。

(14) 同 14 について

不知。

被告 AKS の主張に関し否認し争う。

原告は当該内容を、**甲第 7 4 号証**に示す資料を作成し、平成 24 年 5 月 23 日付けにて、消費者庁にも訴えていた。被告 AKS にも調査が入ったものと認識する。

また、当該内容は、原告が**甲第 1 号証**をはじめとするさまざまな書証によって説明してきたとおり“AKB48 Now on Google+”上においてしか見られないものであり、原告は主要な争点のひとつと認識している。

(15) 同 15 について

不知。

被告 AKS の主張に関し否認し争う。

被告 AKS は、秋元康に対して確認すればよい業務を怠っているだけである。

また本内容は何度もブログに記載しているため、被告 AKS が不知であるとするのは、**被告 AKS 準備書面 1 4 (2) (イ)**に反する。

(17) 同 17 について

否認ないし不知。

Google+に関するサービスを提供する権限は被告 AKS にない。

被告 AKS の主張に関し否認し争う。

本内容も、“AKB48 Now on Google+”に関するものである。

理由は、2 「第2 違法事実」について (2) に同じ。

(18)同 18 について

いかなる具体的事実について誰がいかなる規定にどのように反するとする主張なのかが何ら明らかではなく、認否できない。

被告 AKS の主張に関し、徹底的に争う。

被告 AKS による、責任を明確化せず言い逃れた上での言い分であり、甲第 1 号証に示す投稿規制が為されたことそれ自体が既に**個人情報**の保護に関する法律第 15 条、16 条に違反するのであり、被告 AKS 及び被告グーグルは、民法第 719 条に規定する、共同不法行為者の責任が該当する。

本訴にて明確にしたい。

(19)同 19 について

概ね認める。

ただし、戸賀崎氏の原告に対する回答は、「メンバーが原告を恐がっているようだ。」というもので、戸賀崎氏は原告に対し、「メンバーが原告を嫌っている。」とは言っていない。

被告 AKS の主張の“ただし”以降について、否認し争う。

被告 AKS の主張する戸賀崎智信の発言内容は、甲第 47 号証 P2 最下段と異なるのであるし、

原告は、「メンバーが原告を嫌っている。」との発言が出たからこそ、

「メンバーがワタシのことを嫌っているわけない！直接戸賀崎さんが確認しないと納得しない！」と言ったのである。

もし仮に、本項(19)及び(21)のようなやり取りがあった場合、原告がなにに納得したのかさっぱり不明であり、整合性がない。

なお、本内容からも、原告の1人称が“私”であることは明らかであり、(11)にて被告 AKS 寺門朝広が、原告の1人称を“俺”と記載していること自体が真実ではないことが想像できる。

(20) 同 20 について

否認ないし不知。

戸賀崎氏は、原告に誤解ないし思い込みをしていることを感じさせる言動があったため、AKB48のメンバーに事情を訊いたものである。

被告 AKS の主張に関し否認し争う。

被告 AKS 戸賀崎智信の口から“出入禁止”というキーワードが出たからこそ、原告は面食らい、思案したのである。言っていないとは言わせない。そして、原告は戸賀崎智信と会話してそれほど時をおかずして、**甲第 4 7 号証 P2** 最下段に示す内容を送信したのである。

被告 AKS がやすやすと“出入禁止”を条件にしていることを認めることに問題があるからといって、自らが言った内容の証拠隠滅を謀るのは妥当ではない。

なお、**甲第 4 7 号証 P2** 最下段に示す記載について、原告が戸賀崎智信と会ってすぐに記載したことを証明しようとして、2012年4月29日に行われた“支配人部屋”に関して検索しても、被告 AKS が運用する公式ブログから、当該日程のみ削除されている事象を原告は発見した（**甲第 7 5 号証**）。これもひとつの証拠隠滅である。

もちろん、何らかの事情により最初から書かれていなかった可能性も否定できないが、毎回“支配人部屋”に関して公式ブログに記載されるのを原告は2年以上見てきており、この日だけ“支配人部屋”に関して被告 AKS が公式ブログに記載しなかったとは考えづらい。

原告は、**甲第 7 6 号証**に示すとおり、13:00 まで行われた岩田華怜の握手会に参加した。その後、原告が戸賀崎と会った前後に、岩田華怜は、**甲第 7 7 号証**に示す、“NO NAME”のお披露目に参加していた。

このため、戸賀崎智信がメンバーに会いに行ったとき、田野優花から聞いた内容であると、戸賀崎智信ははっきりと言った。岩田華怜の発言は、被告 AKS の作為ではなく、岩田華怜がイベントに参加したために聞けなかったのである。

甲第 7 7 号証に、“NO NAME”のお披露目があり、原告はそれを戸賀崎智信に会うために待機しているときに知った記憶があるから、原告が戸賀崎智信と会った時刻は、2012/4/29 14:00～14:30 頃のことと思われ、**甲第 4 7 号証 P2 最下段**に示す 2012/4/29 15:59 の原告の記載は、会話して2時間と経っていないものであることが証明できる。

このため、会話内容は原告の記憶として極めて鮮明なはずである。

(21) 同 21 について

第一文については、概ね認める。

第二文及び第三文は不知。

当時、戸賀崎氏は原告に対し、「おおにっちゃん、気にしすぎだよ。おおにっちゃんはメンバーを好きで応援してくれているのだから、メンバーを恐がらせるようなことは言っちゃダメだよ。」と言った。これに対し、原告は、納得したように戸賀崎氏と握手して笑顔で帰った。

第二文及び第三文に関して、及び被告 AKS の主張に関して否認し争う。

そもそも第二文は、怖がっているという内容を初めて聞いたから不審に思ったことを素直に書いたものである。

(19)でも述べたとおり、仮に、本項(19)及び(21)のようなやり取りがあった場合、原告がなにに納得したのかさっぱり不明であり、両記述間に整合性がない。

また原告が、戸賀崎智信と握手したことを“納得したように”などと書くのは、戸賀崎智信の思い込みである。原告は戸賀崎智信から差し出された手に対して、握手しないのは失礼であるから握手したままであり、納得などしていない。

そのときに笑顔をしていたとしても、それは会話戦術としての愛想笑いであって、原告も四六時中しかめ面をしているわけではないだけであり、そのような被告 AKS の印象操作に原告は不快感を示す。

但し、原告は当時より、株式会社日立製作所らを内部告発していたりしたので、中学生である岩田華怜らがそのような原告を見て怖いと思うことは全くなかったとまでは断定できない。

しかしその怖さは、被告 AKS の主張するようなストーリー的な怖さではないのは明らかである。

いずれにせよ、被告 AKS 自らが、被告 AKS の雇用するメンバー、それも岩田華怜でないメンバーが原告のことを“怖がっている”という認識を、2012/4/29 の時点で認めていたとしているのであるから、この件からも、原告既に被告 AKS からマークされていたことは明白である。

そうすると、本項(3)にて、被告 AKS が“平成24年6月以前のファンレ

ターについては不知”としたことの作為が改めて認められる。

なお、もうひとつ作為を取り除くために主張するが、このように、原告は岩田華怜を最も応援しながらも、岩田華怜に固執しているわけではない。被告 AKS は原告を、岩田華怜だけに固執するストーカーとして主張したい意思がありありと見て取れるが、その内容は誤っている。

原告がこれまでに挙げたさまざまな書証から、原告は AKB のメンバーをあまねく見ているのは明白であり、そのような原告に対して、被告 AKS が原告を要注意人物と見做すのは、全くもって正当性がない。

むしろ原告は、一人のメンバーしか見ないことが、一人のメンバーを追い詰めることになるとして、ファンに対して啓蒙してきていたのである。

(22) 同 22 について

原告が戸賀崎氏に対し、秋元康氏が原告をアクセスブロックしていることについて苦情を言い、戸賀崎氏が原告に対し、「秋元先生はスマホの使い方もおぼつかなく、アクセスブロックのやり方などわかるわけがない」旨の説明をし、「それはメンバー個人がそれぞれやっているのだろう。」と返答したことについては認め、その余は否認ないし不知。

被告 AKS の主張のその余に関し、否認し争う。

本項(4)にて、

“Google+のプラットフォームを利用したグループメンバーとファンとの交流をはかる「AKB48 Now on Google+」を開始したのは、AKB48 の各メンバーであって、被告 AKS ではない。”

と被告 AKS は主張しているのであるから、その主張を曲げないのであれば、秋元康の“Google+”上の投稿に制限を加えられるのは、秋元康しか

存在しない。

にもかかわらず、被告 AKS が、「秋元先生はスマホの使い方もおぼつかなく、アクセスブロックのやり方などわかるわけがない」と主張するのは、契約関係に則っていない詭弁であり、質問に対する答えになっていない。また、AKB メンバーについては、2 「第 2 違法事実」について (2) にて示した理由と同じく、彼女らが個別に Google 側と直接契約しているなどとは、原告には到底考えられない。

(23) 同 23 について

不知。

被告 AKS の主張について否認する。訂正を求める。

被告 AKS 準備書面 1 4 (2)(イ)に、被告 AKS が原告に対する判断として同様の記載を為していることに反する。

(24) 同 24 について

不知。

被告 AKS の主張について否認し争う。

被告 AKS 準備書面 1 4 (2)(イ)に反する。

さらに、甲第 2 号証は、被告キングレコード準備書面 (1) P12 上から 2 行目において、被告キングレコード担当者が被告 AKS より、岩田華怜の発言として「気持ち悪い」「何をされるかわからない」「危険を感じる」と聞いたと主張していることから、甲第 2 号証に一字一句違わない表現が何回も繰り返されていることは、被告 AKS 関係者による原告に対する、民法上の名誉毀損だけでなく、刑法上の名誉毀損罪が成立する旨を、原告は

主張している。

(25) 同 25 について

原告がインターネット上に実名にて自分の主張を記載しているため、さまざまな侮辱を受けていることについては認め、その余は否認ないし不知。法的主張については争う。

原告は、岩田氏に対するファンレターを実名で継続的に自分のブログにアップしたり、掲示板サービス(たとえば、Yahoo!「textream(テキストリーム)」をいうが、これに限られない。)、ニコニコ動画、You-tube 等を介してインターネット上で私的な情報を公表したりしていることから、原告自身が認める通り、常に匿名の心ない書き込みの危険にさらされているのであり、インターネットにおいて公表された私的な情報等を基に憶測が重なり、某(なにがし)かによって様々な書き込みがなされることは容易に想像されるところである。

少なくとも、甲 2 に記載される書き込みが被告 AKS の関係者による投稿であると決めつけることなどできない。

被告 AKS の主張のその余について、否認し争う。

いくら原告が、様々な書き込みの危険に晒されているからといって、原告が書いているファンレターの内容やはまらずもって揶揄を目的とした人間には分かり得ない情報であり、それを岩田華怜がどう思うかについては、さらに分からないはずである。容易に想像などできるわけではない。

(24)にて原告が主張している通り、被告 AKS 関係者に依るものと断定せざるを得ない。

たとえば、甲第 2 号証 P4 における、2012/6/16 16:21 の投稿には、

“社名が入った封筒でお送り頂いていた時期もございますが、”
という記載があるが、これは原告が、**甲第78号証**に示す、2012/6/1～6/21
の懲戒期間中に、社用封筒を使うことができなかったから、一般の封筒に
て送付していたことを示している。

然るに、原告は2012/6/22に株式会社日立製作所を懲戒解雇されるまで、
日立製作所に在籍していたのである。これがもし原告と被告AKSではない
第三者による投稿であるとして、まんいち社用封筒を使っていることが偶
然に当たることがあったとしても、原告が当該社用封筒を自宅に持ち帰り、
延々と使用し続けている可能性もあるために、ほんの十数日間の間のこと
がらをそこまで仔細に言い当てられるのは、ファンレターを受け取ってい
る被告AKS関係者以外にあり得ない。

逆に言えば、被告AKS関係者は、岩田華怜の発言とされる「気持ち悪い」
「何をされるかわからない」「危険を感じる」などがインターネット上に
載っていることを知った時点で、情報漏洩である可能性を疑い、至急調査
するはずである。

被告AKSがそれを一切しなかったのは、被告AKS関係者による犯行で
あると知っていたからと考えざるを得ない。

被告AKSはそのようなことをしない、などといくら主張したところで、
甲第30号証に示すような、日立製作所社員が国会図書館の入札情報を不
正取得するようなことも発生し得るのである。

原発事故だって同じである。東日本大震災が起こるまでは、原子力発電所
が大事故を起こすことなど有り得ないと、多くの人間が思っていたのであ
るから、事実確認をせずにそのような思い込み（故意）で対処するような
被告AKSの体質には、極めて問題がある。

さらに別の説明をすれば、たとえば確率論的に、「気持ち悪い」「何をされるかわからない」「危険を感じる」との、岩田華怜が思ったとされる3つの語句を全て当てられる確率は、仮にひとつひとつを一字一句間違えず正確に当てられる確率が1%としても（本来はもっと低いと考えるが）、その可能性は $((10)^{-2})^3$ で0.0001%、100万分の1であり、ほとんど当てるのが不可能なのである。

これは、DNA鑑定にて、親子関係が分からずともDNAの型が一致すれば親子関係を認定できるのと同様の考え方において、「気持ち悪い」「何をされるかわからない」「危険を感じる」との記載を全て当てられた場合を考えると、**甲第2号証**の書き込みは被告AKS関係者が行ったと見做さざるを得ない。

さらに、原告の為した日立製作所の封筒の利用や、懲戒期間中に日立製作所の封筒を利用していなかったこと、またA4で30枚など（これは、秋元才加に対して岩田華怜に書き集めたファンレターのコピーを大量送付したことがあるものである）、一般人には知り得ない情報が多々あることから、もうそれだけの情報を偶然当てられる確率は、天文学的数字の逆数になるはずである。

もし裁判官殿がそれでも判断に迷われるのであれば、確率論の学者も加えて検討いただきたい。

但し、**甲第2号証**はもうそれだけで刑法上の名誉毀損罪や脅迫罪に該当するため、裁判官殿よりYahoo!に対して、書き込み者の個人情報特定をしていただけたほうが、手数としてスマートであると原告は考える。

(26) 同 26 について

被告AKS担当者吉田竜央氏(以下、「吉田氏」という。)は、「インターネ

ット上の掲示板等において原告の誹謗中傷がなされた」といった類いの話として認識した上、電話口にて、「原告は AKB48 のファンの中で有名であるために、ファンの誰かが書いたのであろう。被告 AKS は絶対にそのようなことはしない。」と言ったこと、秋元康氏、戸賀崎氏及び被告 AKS から原告に対し、書面回答をしなかったことは認め、その余は不知。

被告 AKS の主張の、その余について争う。

“被告 AKS 担当者吉田竜央氏(以下、「吉田氏」という。)は、「インターネット上の掲示板等において原告の誹謗中傷がなされた」といった類いの話として認識した上”などは全くの詭弁である。

原告は甲第 49 号証に記載するとおり、吉田竜央ともっと具体的な内容の会話をした。

吉田竜央は一介の担当であるからまだしも、当該内容を原告は秋元康、戸賀崎智信、及び被告 AKS に対して送付し、書面にて受け取っていたことを認めているにもかかわらず、一切調査・回答しなかったことにこそ大きな問題がある。

このような、問題を正さず隠蔽する被告 AKS の体質も、本年 5 月の岩手における傷害事件の温床となったと、原告は主張する。

(27) 同 27 について

甲 2 に関する抗議が原告から戸賀崎氏に対してなされたこと、戸賀崎氏が原告に対し、「被告 AKS は絶対にそのようなことはしない。」と言ったことは認め、その余は否認する。

戸賀崎氏は原告に対し、「思い込みだよ。決めつけちゃだめだよ。」と言った。

被告 AKS の主張を否認し争う。

原告は、訴状提出後に発見したため書証として提出するが、**甲第 79 号証**に示す内容の会話をしている。

戸賀崎智信より、正確には、「おーにっちゃんは苦情を言いすぎ。おーにっちゃんが苦情を言わなければ済む。」と言われた。

だからこそ、原告は被告 AKS の不誠実な対応を訝っているのである。

(28) 同 28 について

原告と戸賀崎氏との面会が、支配人部屋において行われたこと、平成 25 年 6 月頃、支配人部屋は抽選で当選した者だけが参加できる仕組みとなっていたこと、原告が当選したので戸賀崎氏と支配人部屋で面談できたことについては認め、その余は否認ないし不知。

被告 AKS は AKB48 握手会の主催も運営もしていない。

なお、現在、支配人部屋に参加できるのは、抽選で当選した者が半数、当日現場にて並んだ者が半数である。

被告 AKS の主張を否認し争う。

原告は、**甲第 80 号証**に示す通り、支配人部屋に 27 回申し込み、最初の 1 回しか当選せず、残り全て落選し回答がなかった。

“被告 AKS は AKB48 握手会の主催も運営もしていない。”とあるが、そうであれば、どうして支配人部屋の申し込みは“@akb48.co.jp”のアドレスに対して送付するのか問いたい。

また、当日現場に並んだ人間が参加できるように記載しているが、**甲第 81 号証**にはそのような内容の記載は一切ない。

また仮に、“抽選で当選した者が半数、当日現場にて並んだ者が半数”という被告 AKS の主張が、応募者が定員に満たなかった結果であったり、

応募者が少ないからこそその措置であるとしたら、**甲第80号証**に示す原告の26回連続落選は明らかに被告AKSの意思があると断定せざるを得ない。

たとえば、1回の当選確率を平均して50%としても、全てに落選する確率は0.5の26乗となり、0.00000001490116119385となるため、1億分の1程度の確率となり、確率的に考えて有り得ない数字である。

原告には、被告AKSの作為があったとしか思えない。

これについて、被告AKSの見解を求めたい。

(29) 同 29 について

不知。

被告AKSの主張を承知する。

被告AKS準備書面1 4 (2)(イ)に反する可能性があるが、本質問は被告グーグルに対して為したもののため、被告AKSが知らずとも問題は無い。

(30) 同 30 について

平成25年11月23日に原告が岩田氏と握手したことは認め、その余は不知。

被告AKSの主張を承知する。

被告AKS準備書面1 4 (2)(イ)に反する可能性があるが、本質的ではないため、聞き逃してもらってもかまわない。

(31)同 31 について

不知。

被告 AKS の主張に対し，争う。

本項(26)(27)で被告 AKS も原告の訴えを受け取っていることを認めている通り，被告 AKS は原告が何度も質問したことを知り得たはずである。さらに，**甲第 5 号証**に示す通り，岩田華怜及び郡司善孝も原告の意図は十分に認識していたはずである。

(32)同 32 について

郡司氏が、原告に対しファンレターを渡していると述べたことは認め、その余は不知。

被告 AKS の主張に対し，徹底的に争う。

岩田華怜が自らの意思にて原告を嫌うのであれば，当日の1回目の会話内容や事実関係について説明していないのは極めて不自然であり，被告 AKS の作為を感じざるを得ない。

なお，詳細は**甲第 5 号証**に示す通り，郡司善孝は「大西の発言はキツイ場合があるから，黒塗りはやっている」旨の発言を為している。

(33)同 33 について

原告が岩田氏に対し、「8年後か10年後かわらないけど、結婚してください。」と言ったこと、岩田氏が原告に対し、「ホントそういうのやめてください。迷惑なんで。。。。」と言って、握手会終了のサインを出し、原告が握手会レーンから退出させられたことについては認め、その余は不知。

被告 AKS の主張する、その余は不知であるはずがなく、争う。

“その余”は、“岩田華怜に対して原告が、どうせいい返事がもらえるわけがないと思いつつも、いわばお約束と思って”の部分であるが、本項(36)において被告 AKS よりファンレターの内容に及んで指摘が為されたが、“結婚”と“お約束であって、振られる前提”であることに対して、原告はファンレター上に対で記載していた。

たとえば、2013/11/5 付けのファンレター（甲第70号証 P20）に、下記の記載があり、被告 AKS は容易に知りえたはずである。（記載部分下線）
まあ、ワタシはお約束で、「結婚してください！」って言うぞ。

「ダメです。」って言われるんやろなあ。どうせ。

また、2013/11/16 付けのファンレター（甲第70号証 P74）に、下記の記載もある。

「将来、8年後くらいには結婚してください」とも言うけど、それは23,24日のどのタイミングで言うかはワカラン。

まあ、AKBとしての決まりがあるから、別にどう拒否しようがええけど、そういう心づもりだけはやっというて。

また、2013/11/22 付けのファンレター（甲第70号証 P98）に、下記の記載もある。

あー、いよいよ握手会やなあ。メッチャ緊張するなあ。

ゼッタイ、結婚してくださいって言うからな。

なんて言われるか知らんけど。

いずれの書き込みも、原告は結婚を強要したものではなく、“お約束”であり、どのような回答でもかまわない旨を明言していることが読み取れ、

もちろん岩田華怜がどう思うかは別としても、そのようなものを問題視する被告 AKS の体質のほうが問題である。

甲第 8 4 号証に、SNS “mixi” に転載した、2011 年 12 月 22 日記載の内容があり、そこにも“結婚”は既に話題として出ている。当時岩田華怜に対して熱烈な、ファンレター以上のラブレターを送付しており、その上で、甲第 7 1 号証 P119, 120 に示すとおり、岩田華怜は原告に対して非常に好意的な反応を示していた。この時点で岩田華怜が原告に対して好意的に対応していたことは、被告 AKS も (6) にて認めるところである。

このことから、原告が岩田華怜に対して“結婚してください”と口頭で述べることは、それまでファンレターなどにて何度も記載していたことを改めて述べただけなのであって、2013 年 11 月 23 日に岩田華怜が非常に嫌悪感を示すのは、岩田華怜の自由意志からのものではないと原告は断定する。

なお、さらに書くと、原告が岩田華怜に対して結婚してください！と正式に持ち出したファンレターは、2012 年 1 月 14 日に手渡されたもので、記載も 2012 年 1 月 14 日又は前日の 13 日であると記憶している。そのコピーについて原告は所持していないが、岩田華怜は原本を所持しているはずである。

そして、岩田華怜は翌 1 月 15 日には投稿を休み、1 月 16 日に投稿したものが、甲第 8 5 号証である。

岩田華怜は当時中学 1 年生のため、正式にプロポーズしてきたのは原告が最初であると思われるが、それに対して嫌悪感を持ったならば、

幸せ…(*´▽`*)←

などという記載はできないと原告は主張する。

すると、被告 AKS は、岩田華怜は当時原告のことをそこまで認識していなかったのだろう、と主張する可能性があるが、原告は**甲第71号証 P115**に示す通り、2012年1月8日の握手会で、岩田華怜は原告の発言を遮つてまで、原告に対して「実はたくさんの手紙憂鬱でした」と主張している。憂鬱であったことが、2011年12月10日公演において原告も指摘している通り、2011年12月頃の不調の原因であったと主張したのである（**甲第71号証 P89**）。

この時点でそれだけ、岩田華怜は原告に対してさまざまな感情を抱いていたのである。それはすなわち、ストレートに言うと“恋愛感情”である。そのような感情を一旦抱いた者は、相手が多少エッチな妄想を書いて来ようが、相当な理由がない限りなかなか嫌いになり得ないものである。

にもかかわらず被告 AKS は、ファンレターの枚数や、その中の原告にとって都合の悪い内容だけを論じて、岩田華怜が原告を嫌っていると主張し、本人の岩田華怜の具体的やりとりについて“不知”としてくるのであるから、原告はそこに被告 AKS の作為しか感じないのである。

本当に岩田華怜が原告を嫌っているのであれば、本訴にも主体的に関わろうとするはずである。

原告は、被告 AKS はアイドルである岩田華怜の“恋愛感情”を問題視し、原告を岩田華怜から遠ざけるような工作活動をしてきているとしか考えられない。

ではどうして当時36歳の原告が、23歳も年下の、当時中学1年生の岩田華怜に対してプロポーズを申し込んだかという、2つ理由がある。

1. 岩田華怜は当時よりブロードウェイに行きたい夢を語っていたが、そうするとブロードウェイで成功するためには、行くまでのプロセスに

ついて、他のアイドル以上の頑張りが必要となる。さらに、ブロードウェイに行った後に、一人になる不安があつては、それが妨げとなる可能性が高い。このため、いわば保険的な意味も込めて、原告は一人身であるし、岩田華怜がかまわなければ結婚してもよい旨を述べたまでである。

2. 岩田華怜は、原告の一挙一動に反応しすぎる。たとえば**甲第71号証 P83**にて原告は報告しているが、2011/11/26の公演では、たまたま真正面になった原告に対して、明らかに私的な行動を取ったのである。これは、**甲第86号証 P2**に示すとおり、別のファンも、“MC中に楽屋で何かあったか、華怜ちゃんやたら表情が明るい(笑)”と記載していたことから明らかである。逆に、岩田華怜の2011年12月頃の不調の原因は原告であつたりしたと岩田華怜自身が申告したことなどから、岩田華怜の調子は原告により左右されているといっても過言ではない状態であつた。現在でもたまにそう思われる節があり、2013年11月23日に泣くに至つたのも、その一環であると原告は考えている。被告AKSはこれを問題視したと想定する。原告は、岩田華怜があまりにも原告に依存していることを見るに及び、岩田華怜の将来のためには去るほうが良いのかと迷つたりもしたが、岩田華怜の意思（口頭では言われていないが、しぐさやGoogle+への書き込み内容、公の場での発言などから十分に推測できる）を尊重し、岩田華怜に対して全責任を負つてもかまわないと思うに至つたため、結婚してもよい旨を述べたまでである。

(34) 同 34 について

岩田氏が原告と握手して対話した後に泣き崩れてしまったことについては認め、その余は否認ないし不知。

“その余は否認ないし不知。”とされた部分について、争う。

理由は(33)の回答に記した通りである。

(35) 同 35 について

甲 7 に、OJS 係員の談話として、岩田氏に対して罵声を浴びせたファンがいるために岩田氏が泣いた旨が記載されていること、原告が罵声(大声で悪口を言うこと)を述べていないことは認め、その余は否認ないし不知。なお、被告 AKS は OJS 係員(会場の警備担当会社の社員のことを指すと思われる。)を雇用していない。

OJS 係員による名誉毀損の責に関して、争う。

被告 AKS が OJS 係員を雇用していないのであれば、被告 AKS ではなく被告キングレコードの監督下にいる者による名誉毀損であり、被告キングレコードに対する請求の趣旨 4 の争点としての基礎を為す。

(36) 同 36 について

原告は平成 25 年 11 月 23 日における岩田氏との握手会前に事前に「結婚してください」という心づもりをしており、その旨ファンレターにも記載されていたことについては認め、その余は否認ないし不知。

被告 AKS から岩田氏に対し、原告に関して何らかの指図をしたことはなく、原告の妄想としか言いようがない。

被告 AKS の主張のその余について、否認し争う。

“原告の妄想としか言いようがない。”との記載は、原告はあくまで書証によって証明を為そうとしているのは明らかであり、それに反してこのよ

うな断定を被告 AKS が行うこと自体、被告 AKS による原告に対する刑法の名誉毀損罪及び民法の名誉毀損であり、請求の趣旨 4 の争点としての基礎を為す。

(37) 同 37 について

不知。

被告 AKS の主張を否認する。訂正を求める。

被告 AKS 準備書面 1 4 (2) (イ)にて、被告 AKS が原告のブログを仔細にチェックしている事実に反することである。

(38) 同 38 について

郡司氏が、被告キングレコード担当者とともに、原告に対し、「岩田は原告のことを恐がっている。今後、原告が態度をあらためない限り、岩田との握手はさせられない。また、ファンレターも受け取れない。」と述べ、ファンレターを岩田氏に渡したか渡していないかにつき、郡司氏の言い分が変遷したことは認め、その余は不知。

変遷の理由は、郡司氏として、岩田氏が原告のファンレターを嫌がっていたことから、ファンレターをこれまで渡していなかったこと、さらに今後ファンレターは受け取らないと原告に告げることにより、原告から今後岩田氏へのファンレターが送付されてこないようにして、岩田氏の精神的負担を軽減させることを意図した点にあった。

被告 AKS の主張を否認し争う。

郡司善孝の発言内容の事実は、**甲第 6 4 号証**に記した通りである。

とりわけ、“今後、原告が態度をあらためない限り、岩田との握手はさせ

られない。”などとの発言は出ていない。

“原告が態度をあらためない限り”の“態度”とはいったいなんなのかがよくわからず、被告 AKS 自体準備書面で明確に説明できていないのはお粗末である。

仮に原告がそのような発言を郡司善孝から聞いたとすれば、「では、どのような行為をどのように改めれば、握手をさせていただけるのですか？」と聞くはずである。

然るに、**甲第64号証**に報告するとおり、

また、ファンレターではなく、インターネットから見てナーバスになっているのだ、との反論があるかも知れません。

しかし、だとすると、郡司さんが、岩田華怜についてブログ（インターネット）に書くのは問題ない、と言った言葉と矛盾してきます。

郡司さんは、そこまで考えつかなかったのでしょうか？

逆に、郡司さんに、「ならば 12/1 も来るのはやめますが、2/22 の握手会は、頃合いを見て OK と言ってもらえますよね？」と聞いたら、即答で、それは遠慮してもらいたいと言われました。

郡司善孝は3ヵ月後の2/22の握手会でさえも、即答で、「それは遠慮してもらいたい」と言ったのであるから、そのようなやりとりがあったはずはない。

だいたい原告は、岩田華怜に対して、Google+はアクセスブロックされ、ファンレターは禁止され、握手会への参加まで禁止されたのであるから、改めなければならない“態度”自体が一体何を指すのか概念できない。

なお、**甲第64号証**における上記部分により、被告 AKS の主張する“態度”とは、インターネット上への原告の書き込みではないはずである。

また、郡司善孝の発言の変遷の理由として被告 AKS が述べているものは、全く理由になっていない。

郡司善孝が、岩田華怜が原告を嫌っていることを認識し、岩田華怜の精神的負担を軽減させることを意図していたのであれば、原告が**甲第 5 号証 P1** に示す、2013/11/23 の 1 回目の握手にて、岩田華怜がファンレターを受け取っていないそぶりを見せたために、郡司善孝に確認した際、郡司善孝が、ファンレターをちゃんと渡していると発言したことに反する。

被告 AKS も、郡司善孝の発言の変遷は認めているが、岩田華怜が原告を嫌っているのであれば、そのそぶりを原告が認識した際、郡司善孝はそこで「実は、渡してないんですよ」と事実を主張するほうが自然である。

郡司善孝がわざと事実を曲解して原告に対して主張した場合、その結果原告が、**甲第 5 号証 P2** に示す通り

「さっき確認してきたら、手紙ちゃんと渡つとるやん！

どうも伊達娘はウソついたりするからなあ。。。」

と、岩田華怜を責めることは、岩田華怜に対して精神的に苦痛を与えた一因となったと想定されるが、このようなやりとりを郡司善孝は十分に予見できたはずである。

にもかかわらず、郡司善孝は予見される事態を防止もせず、結果的に 2 回目の握手時に岩田華怜が泣いてしまったのであるから、“*岩田氏の精神的負担を軽減させることを意図した*” は後付の理屈と断定できる。

被告 AKS が郡司善孝の発言の変遷の理由として説明すべきなのは、どうして岩田華怜との 1 回目の握手時に原告が、ファンレターが岩田華怜に対して渡っていないのでは？との疑問を持ったときに、「実は、渡してない

んですよ」と、被告 AKS が本訴にて主張している事実について主張しなかったのか、異なる主張を為したかの理由である。

(40) 同 40 について

否認ないし不知。法的主張は争う。

郡司氏は岩田氏の要請に基づき、原告のファンレターを処分していた。

被告 AKS の主張を否認し争う。

被告 AKS が自ら定めた規約を遵守していないのは、極めて問題である。また、本項目の記載は、(44)における被告 AKS 自身の回答“原告のファンレターが岩田氏に渡っていたことについては認め”と矛盾し、結局ファンレターは岩田華怜に対して渡っていたのかいなかったのか、いなかったとすればいつから渡っていなかったのか、整合性の取れた説明がいただきたい。

(41) 同 41 について

知らないし争う。

被告 AKS の主張を否認し争う。

(42) 同 42 について

否認ないし不知。争う。

被告 AKS の主張を否認し争う。

理由は(25)の回答に記した通りである。

(43) 同 43 について

否認ないし不知。争う。

被告 AKS の主張を否認し争う。

理由は(33) (38)の回答に記した通りである。

(44) 同 44 について

原告のファンレターが岩田氏に渡っていたことについては認め、その余は否認ないし不知。

被告 AKS の主張を否認し争う。

理由は(38)の回答に記した通りである。

また、本項目の記載は、(40)における被告 AKS 自身の回答“郡司氏は岩田氏の要請に基づき、原告のファンレターを処分していた。”と矛盾し、結局ファンレターは岩田華怜に対して渡っていたのかいなかったのか、いなかったとすればいつから渡っていなかったのか、整合性の取れた説明がいただきたい。

(45) 同 45 について

甲 8 が劇場係員に手渡されたこと、被告 AKS が原告に対してファンレターを一通も返還していないことについては認め、その余は否認ないし不知。

被告 AKS の主張のその余に関し、否認し争う。

被告 AKS が自ら定めた規約を遵守していないのは、極めて問題である。

(46) 同 46 について

被告キングレコードが平成25年11月24日に岩田氏の握手レーンに警備員を配したことは認め、その余は知らないし否認する。法的主張は争う。

被告 AKS の主張のその余に関し、否認し争う。

原告はいかなる違法行為、及び被告 AKS や被告キングレコードらが定めた規約違反行為も行っていないのであるから、原告に対する警備であれば極めて問題である。

(47) 同 47 について

郡司氏が原告に対し、「岩田華怜と握手させることはできず、交通費を含め返金したい。」旨を言ったことは認め、その余は否認する。

郡司氏は原告に対し、「岩田自身が原告と会いたくないと言っている。岩田はかなり精神的にまいっているから、岩田は勘弁してください。岩田以外であれば握手していただいて構わない。どうしても岩田でないとダメだというときは、返金でお願いしたい。」と言った。

被告 AKS の主張のその余に関し、否認し争う。

被告 AKS 郡司善孝との会話の概要は、甲第10号証の通りである。被告の主張する、「岩田自身が原告と会いたくないと言っている。岩田はかなり精神的にまいっているから、岩田は勘弁してください。」との内容に関しては、甲第10号証はあくまで概要の記載であるから、そのような発言があったとしてもおかしくはない。

然るに、「岩田以外であれば握手していただいて構わない。どうしても岩田でないとダメだというときは、返金でお願いしたい。」などという発言を郡司善孝はしていない。

というのも、この発言内容は、原告が岩田華怜に対して有する権利を表象

する握手券に対してであり、その握手券を他のメンバーに対して代わりに使えるかのごとく、第三者に対して錯誤を与えるものだからである。原告はそのような主張をされていらない。

なお、そのような主張を郡司善孝がしたと被告 AKS が主張することは、被告 AKS には握手会の運営権限が部分的にせよあること、及び、被告 AKS 自身が握手券を有価証券に準ずる契約書類と認めたこととなる。

原告は、「岩田以外であれば握手券を購入していただいて構わない。」との内容であれば聞いた。

だからこそ原告は、被告 AKS および被告キングレコードに関して、株式会社キャラアニに対して、自由販売であるべき CD に関して独占禁止法にて禁止されている、“優越的地位の濫用”を行なったのではないかとして、公正取引委員会に対して訴えたのである（甲第 24 号証）。

(48) 同 48 について

郡司氏が原告に対し、態度を改めない限り岩田氏との握手は認められない旨言ったことについては認め、その余は否認ないし不知。

被告 AKS の主張及び認めたことに関し、否認し争う。

“郡司氏が原告に対し、態度を改めない限り岩田氏との握手は認められない旨言ったことについては認め”とあるが、原告は訴状にそのような記載はしていない。

原告は、訴状(48)における郡司善孝の発言としては、

“「仮に直近は無理としても 2 月 22 日の握手は認めて欲しい」という原告の主張に対しても、それは認められないと言った。”

としか記載していないのであり、被告 AKS は、勝手に内容を改変した上

で認めないでいただきたい。

被告 AKS の主張として“原告が態度をあらためない限り”は(38)と同伴であるが、“態度”とはいったいなんなのかがよくわからず、被告 AKS 自体準備書面で明確に説明できていないのはお粗末である。

また、原告が問題とする、一般的な出入禁止措置とその解除と比較して、原告がどのような行為をどの程度問題とされ、どのようにすれば解除と判断されるのか、詳細な説明を求む。

被告 AKS によりその説明ができなければ、“原告が態度をあらためない限り”と被告 AKS が原告に対して言ったなどとは、原告が虚偽の報告であると主張するのはもとより、誰一人認識できないはずである。

(49)同 49 について

不知。

被告 AKS の主張に関し、否認し争う。

“かきごおり”を名乗る者は、甲第 1 1 号証 P1,2 に示す内容を確認に言った。

甲第 1 1 号証 P3 に示すように、確かに聞いたことに関しても、“郡司さんに聞いたなんて僕ってないですよ？”と記載していて、原告は本内容をいぶかしみ、被告 AKS 側の作為を感じ、訴状(49)～(51)に記したのである。

その後、本年 5/13 になって、“かきごおり”を名乗る者が、岩田華怜に関してあらぬ噂をたてていたため、その真偽を確認するべく twitter 上で言い合いになった内容を甲第 8 7 号証に示す。

その P2 最上部にて、“かきごおり”は、“なんか郡司さんがどうのこうの

書いてましたけどあれも僕が郡司さんとあった時にあなたともめたこと聞いて困ってたから、穏やかにしましょうよって”

と改めて記載しているのであり、やはり被告 AKS から“かきごおり”に対して、原告の個人情報を意図的に漏洩させている疑いが極めて高い。

(50)同 50 について

否認ないし不知。法的主張は争う。

被告 AKS は、皆、日々の業務に忙殺されており、各メンバーの一人一人のファ

ンへの対応について各メンバーに働きかける余裕や時間などあり得ない。

原告の妄

想としか言いようがない。

(51)同 51 について

不知。

(52)同 52 について

不知。

(53)同 53 について

不知。

(54)同 54 について

否認ないし不知。法的主張は争う。

(55)同 55 について

否認ないし不知。法的主張は争う。

(56)同 56 について

甲 8 及び甲 14 が被告 AKS に送達されたことは認め、その余は否認ない

し不知。

(57)同 57 について

認める。

4 「第4 原告の主張及び想定されること」について

(1)同 1 について

被告 AKS が人気アイドルグループをマネジメントしている会社であることは認め、その余は否認する。法的主張は争う。

(2)同 2 ないし同 10 について

否認ないし不知。争う。

(3)同 12 について

争う。

5 「第5 損害」について

否認ないし不知。法的主張は争う。

6 「第6 まとめ」について

争う。

第3 補正資料記載の請求原因「第1 違法事実」に対する認否

以下の通り、認否ないし反論する。

その他の部分に対する被告 AKS の認否及び反論については、平成 26 年 5 月 2

6 日付け被告キングレコードの準備書面(1)の認否及び反論を援用する。

1 同 1 について

被告 AKS がキャラアニに CD の販売を委託しているとの事実については否認す

る。

2 同 5 について

郡司氏が原告に対し、態度を改めない限り岩田氏との握手は認められず、返金に

て対応すると言ったことについては認める。

3 同 9 について

被告 AKS 及び郡司氏が原告に対し、キャラアニから握手券を付属させた CD の

購入ができない状態にしたと言った事実については否認する。郡司氏は原告に対し、

「岩田でなければ握手してもらってもいいです。」と言っていた。

4 同 10 について

被告 AKS の判断が独占禁止法 19 条に抵触するとの主張は争う。

5 同 11 について

被告 AKS がキャラアニ以外の一般的な店舗から CD を購入する手段を用意して

いないということ及び CD をキャラアニの独占販売としているということについて

は否認する。

6 同 16 ないし 25 について

同 17 において、被告 AKS が甲 20 及び甲 21 に関する注意を原告にしていな

いこと、同 19 において、被告 AKS が甲 1 に関する説明を原告にしていな

いこと、同 21 において、憲法 32 条に原告指摘の記載があることについては認め、その余

は否認ないし不知。法的主張については争う。

7 同26について

否認ないし不知。法的主張については争う。

第4 平成26年3月14日付け準備書面に対する認否

1 同1について

郡司氏が原告に対し、平成25年11月24日、岩田氏と握手させないと言った

ことは認め、その余は否認ないし不知、法的主張は争う。

2 同2について

郡司氏が原告に対し、今後も岩田との握手は差し控えるように説得したことは認め、その余は否認する。

め、その余は否認する。

3 同3について

不知。ただし、原告は出入禁上になっていないので、原告指摘のやりとりはあつ

たとしてもおかしくない。

4 同4について

否認する。法的主張については争う。

5 同5について

否認する。

6 同6について

争う。

第5 被告AKSの反論について

1 握手に関する保証債務等の債務不履行に基づく損害賠償請求ないし代償請求に

ついて

被告 AKS はそもそも CD を販売しておらず、握手会の主催も運営もしていない

ことから、被告 AKS は原告との間に何ら法律関係は存在しない。

したがって、原告の被告 AKS に対する握手に関する保証債務等何らかの債務不

履行に基づく損害賠償請求ないし代償請求は、訴訟要件(当事者適格)を欠き、訴

え却下されるべきであるし、いずれにせよ、原告・被告 AKS との間に、原告の主

張するような握手に関する法律関係が存在することはあり得ない。

2 握手券付き CD を選択購入できる地位を有することの確認請求について

同 1 で既に述べたように被告 AKS は CD の販売をしていないのみならず、キャ

リアニに対して CD の販売の委託もしていない。CD の販売に関し、何ら決定ない

し判断する権限を有しない。

したがって、被告 AKS に対する握手券付き CD を選択購入できる地位を有する

ことの確認請求は訴訟要件(当事者適格)を欠き、訴え却下されるべきであるし、

いずれにせよ、原告の主張するような地位が被告 AKS との関係で存在することも

あり得ない。

3 Google+サービスにおいて一般利用者が見られる表示内容と同一の内容

が見られる地位が原告にあることの確認請求について

被告 AKS は Google+サービスの提供者ではなく、利用者でもなく、Google+サービスに関する内容について何ら決定ないし判断する権限を有しない。

したがって、被告 AKS に対する Google+サービスにおいて一般利用者が見られる表示内容と同一の内容が見られる地位が原告にあることの確認請求は訴訟

要件(当事者適格)を欠き、訴え却下されるべきであるし、いずれにせよ、原告の

主張するような地位が被告 AKS との関係で存在することもあり得ない。

4 不法行為に基づく損害賠償請求について

(1)原告の主張の概要

原告の被告 AKS に対する不法行為に基づく損害賠償請求の主張の主たる根拠は

以下の通りであると考えられる。

① 被告 AKS が岩田氏と原告との握手を拒否した行為により原告は精神的苦痛を

被った(補正資料 3 頁、項目 8)

② 被告 AKS が原告に対し、握手券を付属させた CD の購入をできない状態にし

た行為は独占禁止法第 19 条に反し、違法であり、かかる行為により原告は精神

的苦痛を被った(補正資料 4 頁、項目 9 ないし 12、準備書面 1、1 頁、項

目 4

ないし 6)

③ 被告 AKS が原告の個人情報を取得し不正に利用した行為は、個人情報保護法

15 条及び 16 条に反し、違法であり、かかる行為により原告は精神的苦痛を

被った(補正資料 5 頁、項目 13 ないし 15)

④ 被告 AKS が、Google+サービスにおいて、原告が投稿した内容が原告のアカウントからしか見られず(他人からは削除したように見えるという事象を

生じせしめた行為は、言論の自由を侵害し、個人情報保護法 15 条及び 16 条に

違反し、違法であり、かかる行為により原告は精神的苦痛を被った(補正資料 5

頁、項目 18)

しかし、いずれの主張も失当である。

(2) 被告 AKS の具体的反論

ア 同①について

(ア) 加害行為がない

原告は、「被告 AKS が岩田氏と原告との握手を拒否した行為により原告は精神的苦痛を被った」旨主張する。

しかし、被告 AKS は握手会の主催も運営もしていないことから、そもそも岩田氏と原告との握手を拒否したり承認したりする権限を有しない。

したがって、被告 AKS が岩田氏と原告との握手を拒否することはあり得ず、

加害行為をそもそも観念できない。

よって、加害行為はない。

(イ)違法性がない

仮に、被告 AKS 従業員が原告に対して、「岩田氏と握手させない」と言った事実上の行為によって原告が握手を断念せざるを得ない状況に至ったと認め

られ、加害行為が観念しうる場合があり得るとしても、被告 AKS 従業員の行

為には違法性がない。

この点に関し、メンバーに対して迷惑行為がなされたり、又は、トラブルが

発生したりする可能性があるとして認められる事情がある場合には、被告 AKS は

メンバーのマネジメント会社として各メンバーに対する迷惑行為やトラブル発

生の可能性を除去し、その安全を確保すべき義務を負っているものと解される。

のみならず、メンバーが参加するイベントにおいては、主催者の指示に基づ

き、当該イベントが安全かつ円滑に運営されるよう適正な措置を講ずべき義務

を負っているものと解される。

これを本件についてみると、平成 25 年 11 月 23 日の時点において、原告は岩田氏に対し、合計で 500 通を超えるファンレターを出し、握手会やフ

ァ
ンレター(原告のブログにてインターネット上で公開しているものを含む。)

において、当時、中学生であった岩田氏に対して原告との結婚を求めたり、
性
的に猥褻な言動・表現を繰り返したりした。
例えば、ファンレターの内容としては、原告と岩田氏とが一緒に旅行する
等
の自らの妄想を延々とそのまま書き記したものの、岩田氏の性的な身体的特
徴に
対して言及したもの、さらには未成年である岩田氏と性行為に及ぶことを
連想
させる表現が記載されたもの等があった。原告は、こういった内容の長文
のレ
ターを長期にわたり繰り返し、かつ一方的に送り続けており、これらはお
よそ
ファンレターとは形容しがたいものであった。
また、原告は岩田氏に対し、岩田氏が自分の指示通りに動いたから番組で
の
対応やパフォーマンスがうまくいったなどと言って喜んでみたり、逆に、
岩田
氏が原告の指示通りに動かなかったから、うまくいかなかったなどと言っ
て
叱ってみたりと、原告に岩田氏を支配するかのような言動が目立ってきて、
岩
田氏は原告のことを「この人はおかしい」と思うようになった。また、原
告は、
ときには、「伊達娘(岩田氏の呼称。)は友達と交流できなくてかわいそう
な娘

だ。」などと岩田氏の人格を否定するようなことまで述べることもあった。

さらに、原告は、岩田氏の母親の旧姓、父親及び父親の会社名を実名で名指

しして誹謗中傷まがいの表現を繰り返すなどしていた。

その一方で、原告は下記のような内容の言動を自らのブログやインターネット

トの掲示板にて実名で書き込みをしたり、そのような内容の動画を作成してY

outube にアップしたりするなどしてWEB上に公開していた。

その言動の内容は、原告の精神疾患(躁状態であることが確認できるもの)

に関する診断書の内容や、原告が勤務する会社に解雇無効に関する訴訟を提起

したこと、ドイツに亡命し帰国したこと、岩田氏がWEB掲示板2ちゃんねる

内で「大西かれん」と原告の苗字を冠した名を名乗ってコメントしているなど

との誤った事実が真実と断定する言動、原告が岩田氏に関係することでマス

ターベーションをすることの宣言や、原告が平成25年11月23日・24日の握手会において両日、岩田と握手し、自分の思いをぶつける(求婚する)予

定であることなどであり、通常人としては考えられない言動が目立っていた。

そのため、岩田氏は当初は、原告を大切なファンの一人として丁寧な対応

を

していたが、このような原告の執拗かつ不適切な言動により、岩田氏は精神的

に傷つき、疲弊し、原告に危険を感じ、避けるようになった。

かかる状況下、別件にて岩田氏に殺害予告の脅迫行為がなされ、岩田氏は高

輪警察署に被害届を出した。かかる事件に関する同警察署における取調の最中、

担当警察官より岩田氏ないしその親族に対し、別件の脅迫行為の犯人について

ではなく、「インターネットの書き込みをみると、大西という男がやっかいで

危ないからお母さんはしばらく2ちゃんねるなどの書き込みを見て彼の様子を

チェックしておいた方がいいですね。」などと言われていた。

少なくとも、以上の事実の概略を被告 AKS は岩田氏ないしその親族より聞

いていた。

加えて、平成 25 年 11 月 23 日には、原告が主張するように、「原告が岩田氏に、『8 年後か 10 年後かわらないけど、結婚してください。』と言ったの

に対し、岩田氏が原告に、『ホントそういうのやめてください。迷惑なんです。。。』言って、握手会終了のサインを出し、原告が握手会レーンから退出さ

せられた」などのやりとりがあった。

被告 AKS 担当者らは岩田氏より、「これ以上、原告と会って話をするこ

はできない。」と言われ、岩田氏は原告と会うことについて恐怖を感じている

様子であった。

以上の次第で、握手会において岩田氏に対して原告より迷惑行為がなされ、

かつ、トラブルが発生する可能性があると認められる事情があった。場合に

よっては、岩田氏の身体・生命に対する危険さえあったものである。

したがって、被告 AKS は岩田氏のマネジメント会社として、少なくとも岩田氏に対する迷惑行為やトラブル発生の可能性を除去し、岩田氏の安全を確保

すべき義務を負っていたものであり、かかる義務に基づき、被告 AKS 担当者

は原告に対し、「態度をあらためない限り、これ以上、岩田と握手をさせるこ

とはできない。」と言ったものである。

加えて、被告 AKS は、岩田氏が参加する握手会において、主催者被告キングレコードの指示に基づき、当該握手会が安全かつ円滑に運営されるよう適正

な措置を講ずべき義務を負っていたものであり、かかる義務に基づき、被告 A

KS 担当者は原告に対し、態度をあらためない限り岩田氏と握手をさせること

はできない旨言ったものである。

したがって、被告 AKS 担当者のかかる言動は正当な理由に基づくものとい

えるから、被告 AKS の行為に違法性はない。

(ウ)小活

よって、被告 AKS は不法行為責任を負わない。

イ 同② について

(ア)加害行為がない

原告は、「被告 AKS が原告に対し、握手券を付属させた CD の購入をできない状態にしたことは独占禁止法第 19 条に反し、違法であり、かかる行為に

より原告は精神的苦痛を被った」旨主張する。

しかし、被告 AKS は CD の発売元でも販売元でもなく、被告 AKS が原告に対し、握手券を付属させた CD の購入をできない状態にすることはそもそも

不可能であり、加害行為は観念できない。

したがって、加害行為はない。

(イ)違法性がない

上記の通り、被告 AKS が原告に対し、握手券を付属させた CD の購入をできない状態にすることは不可能であるから、被告 AKS が「他の事業者にあ

る事業者から商品若しくは役務の供給を受けることを拒絶させ、又は供給を受

ける商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限させること。」はそもそも観

念できず、独占禁止法 19 条に違反しない。

したがって、被告 AKS の行為に違法性はない。

(ウ)小活

よって、被告 AKS は原告に対し何ら不法行為責任を負わない。

ウ 同③について

(ア)加害行為がない

原告は、「被告 AKS が原告の個人情報を取得し不正に利用している行為は、

個人情報保護法 15 条及び 16 条に反し、違法であり、かかる行為により原告

は精神的苦痛を被った」旨主張する。

しかし、原告は、握手券付き CD の販売及び握手会の開催にあたって原告の

個人情報をそもそも取得していない。不正に利用することもあり得ない。

したがって、そもそも、加害行為がない。

(イ)違法性がない

原告は、握手券付き CD の販売及び握手会の開催にあたって原告の個人情報

をそもそも取得していないのであるから、利用目的の特定や利用目的による制

限に抵触することはあり得ない。

したがって、個人情報保護法 15 条及び同 16 条には抵触せず、違法性はない。

(ウ)小活

よって、被告 AKS は原告に対し何ら不法行為責任を負わない。

エ 同④について

(ア)加害行為がない

原告は、「被告 AKS が、Google+サービスにおいて、原告が投稿した内容が原告のアカウントからしか見られず、他人からは削除したように見え

るという事象を生じせしめた行為は、言論の自由を侵害し、個人情報保護法1

5条及び16条に違反し、違法であり、かかる行為により原告は精神的苦痛を

被った」旨主張する。

しかし、被告AKSは、Google+サービスを提供している訳でもなく、利用している訳でもないので、原告が投稿した内容が原告のアカウントからし

か見られず、他人からは削除したように見えるという事象を生じせしめること

はそもそも不可能であり、加害行為が観念できない。

したがって、加害行為がない。

(イ)違法性がない

前記の通り、被告AKSが個人情報を取得することも不正に利用することも、

そもそも観念できないから、被告AKSの行為に違法性がない。

(ウ)小活

したがって、被告AKSは原告に対し何ら不法行為責任を負わない。

第1 訴状記載の請求の原因に対する認否

1 請求の原因第1(当事者)について

(1)同1のうち、被告キングレコード株式会社(以下「被告キングレコード」という。)がCDの販売を株式会社キャラアニ(以下「キャラアニ」

という。)に委託しているとの事実は否認し、原告が岩田華怜(以下「岩田」という。)と平成25年11月23日ほかに握手をする権利を有していた事実は否認し争う。その余は不知。

被告キングレコードは、キャラアニに対してCDを販売しているに過ぎず、同社に販売を委託しているのではない。また、握手券は握手をする権利を表象するものではなく、原告は握手をする権利を有していない。

(2)同3の事実は認める。

2 請求の原因第2(違法事実)について

同1の第1文の事実のうち、被告キングレコードが、平成25年11月24日に、原告が岩田と握手することを認めなかった事実は認め、その余の

事実は否認し、主張は争う。後述するとおり、原告には、岩田と握手をする法的な権利はない。

同1の第2文及び第3文の事実は不知。

3 請求の原因第3(経緯)について

(1)同1及び2, 4乃至27, 29, 31, 32, 35乃至37, 39乃至42, 44, 45, 47乃至53, 55乃至57の事実は不知。

(2)同3の事実のうち、原告が岩田に対して多数のファンレターを出して

いる事実は認め、その余は不知。

(3)同28の事実のうち、被告キングレコードがAKB48の握手会を運営している事実は認め、その余は不知。

(4)同30の事実のうち、平成25年11月23日に、原告が岩田と握手した事実は認め、その余は不知。

(5)同33の事実のうち、原告が、平成25年11月23日に、岩田に対し

て「結婚して下さい。」と述べた事実, これに対して岩田が「ホントそう
いうのやめてください。迷惑なんで・・・」と答えた事実, その直後に岩
田が握手終了のサインを出して原告を握手レーンから出した事実は認
め,

その余の事実は不知。

(6)同 34 の事実のうち, 岩田が原告との握手の後に泣き崩れた事実は認
め,

その余の事実は不知, 主張は争う。

(7)同 38 の事実は否認する。被告キングレコードの担当者は, 原告が翌日
の平成 25 年 11 月 24 の握手会に参加することはお断りすること, 及び
以後の握手会については原告が態度を改めない限り参加は難しいと述べ
た

のである。 |

(8)同 43 の事実は否認し, 争う。

(9)同 46 の事実のうち, 被告キングレコードが平成 25 年 11 月 24 日に
岩田の握手レーンに警備員を配置したことは認め, その余は不知。岩田の
握手レーンに警備員を配置したことは, 握手会の安全かつ円滑な運営の
た

めに必要な措置であり, なんら問題とされる行為ではない。原告の主張は
争う。

(10)同 54 の事実はいずれも否認し, 争う。

4 請求原因第 4(原告の主張および想定されること)について

(1)同 2 の事実及び主張については否認し, 争う。

(2)同 10 の事実のうち, 被告キングレコードが恣意的に個人を選別した
と

の事実を否認し、その余は不知。主張は争う。

(3)同12については争う。

5 請求原因第5(損害)について

被告キングレコードが債務不履行を行ったとする事実、及び、他の被告と共同で原告に対して理屈の通った説明をしない上で一方的な仕打ちを続けた

との事実については否認し、その余の事実は不知。原告が損害を被ったとの

主張は争う。

6 請求原因第6(まとめ)について

第1文、第2文及び第4文の主張はいずれも争う。

第2 平成26年2月24日付補正命令に対する補正資料(以下「補正資料」と

いう。)に記載の請求の原因に対する認否

1 請求の原因第1(違法事実)について

(1)同1の事実のうち、被告キングレコードが販売するCDの価額が1枚1000円である事実、平成25年10月3日に原告がCDを購入した事実及び当該CDに付いている握手会参加券に甲3号証の記載がある事実は認める。 |

被告キングレコードがCDの販売をキャラアニに委託しているとの事実は否認する。被告キングレコードは、キャラアニに対してCDを販売しているに過ぎず、同社に販売を委託しているのではない。

その余の事実は不知。

(2)同2及び同3の事実は認める。

(3)同 4 の事実のうち、握手券が財産的価値を有するとの刑事裁判例が存在

する事実、握手券に偽造対策を施している事実及び握手会参加時に本人確

認を行っている事実は認め、その余の事実は否認し、主張は争う。

後述するとおり、握手会参加券は CD 購入者に対する特典として提供されているものに過ぎず、CD の売買契約とは別に購入者に対して AKB48 のメンバーと握手をする権利を付与する契約を表象するものではない。

(4)同 5 の事実のうち、被告キングレコードが平成 25 年 11 月 24 日に原告が岩田と握手することを認めなかった事実は認め、その余の事実は否認

する。主張は争う。

(5)同 6 の事実のうち、被告キングレコードの WEB サイト上に握手が不可能となる場合があり得ること、そのような場合にも責任を負わないとの記

載があること及び握手が不可能となった場合に振替握手会の開催や返金対

応を取ることがある事実は認め、その余は不知。

後述するとおり、握手会は CD 購入者に対する特典の一つとして開催しているものであり、振替握手会の開催や返金対応もかかる特典の一環とし

て行っているものであって、かかる対応を取っているからといって握手会

参加券について何らかの権利を保証しているものではない。

(6)同 7 の事実のうち、民法 414 条に当該条文がある事実及び振替握手会

を開催することがあるとの事実は認め、その余の事実は否認する。主張は争う。

(7)同 8 の事実のうち、原告が精神的苦痛を被ったとの事実は否認する。

主

張は争う。 /

(8)同 9 の事実のうち、被告キングレコードが平成 25 年 11 月 24 日に原告に対してキャラアニから握手券付 CD を購入できない状態にしたと告げ

たとの事実は否認する。被告キングレコードの担当者は、原告に対してかかる事実は告げていない。

その余の事実は不知。

(9)同 10 の事実は否認する。原告の主張する「当該 CD」が何を指すかが判然としないが、握手券付 CD は通常の販売店でも購入できるものであり、

必ずしもすべてキャラアニを通じて購入しなければならないものではない。

キャラアニを通じて購入する握手券付 CD は、AKB48 のメンバーのうち握手したい人物を指定したうえで購入できるものに過ぎない。

被告キングレコードの対応が独占禁止法 19 条に抵触するとの主張は争う。

(10)同 11 の事実のうち、公正取引委員会の告示にかかる規定が存在する事

実は認め、被告キングレコードがキャラアニ以外の一般的な店舗から CD を購入する手段を用意していないとの事実及び CD をキャラアニの独占販

売としている事実は否認し、その余は不知。

上述のとおり、握手券付CDは通常一般的なCD販売店やインターネットショップ等で購入可能である。

(11)同12の主張は争う。原告独自の主張に過ぎない。

(12)同13の事実を否認し、主張は争う。被告キングレコードは個人情報保

護法に抵触する運用は一切行っていない。

(13)同14の主張は争う。

(14)同15の事実のうち、原告が精神的苦痛を被ったとの事実を否認し、主

張は争う。

なお、原告は、同8及び同15において、それぞれ「以上の不法行為に基づいて精神的苦痛を被った」と主張しているが、各項に挙げる不法行為が具体的に被告らのどの行為を指すのかを明らかにされたい。

(15)同26の事実のうち、被告キングレコードが不法行為を行ったこと及び

被告キングレコードが原告が社会から被る不都合を認識していたことは否

認し、その余は不知。被告キングレコードが原告に対して損害賠償責任を有するとの主張は争う。

(16)同27は争う。

第3 平成26年3月14日付原告準備書面に対する認否

1 第1項の事実のうち、平成25年11月24日、被告キングレコード担当者が、原告に対して岩田と握手させないと述べた事実を認め、その余の事

実を否認し、主張は争う。

2 第 2 項及び第 3 項の事実は不知。

3 第 4 項の主張は争う。

4 第 5 項の事実は不知。

5 第 6 項の主張は争う。

第 4 握手を拒絶したことについての債務不履行に基づく損害賠償請求及び代償

請求に対する反論

1 握手をさせる契約が存在しないこと

(1) 被告キングレコードは、女性アイドルグループ「AKB48」の CD や DVD 等のソフトを製造・販売している。

被告キングレコードは、ファンが AKB48 のメンバーと直接会って握手したり会話することができる場を提供する「握手会」というファンサービス用のイベント(以下、単に「握手会」という。)を定期的に主催しており、被告キングレコードが販売する AKB48 の CD には、購入者に対する特典として、握手会に参加できるチケットである「握手会参加券」(以下、単に「握手券」という。)を添付している。

(2) この握手券は、あくまで CD 購入の特典(おまけ)として添付されている

ものに過ぎず、握手券単独での流通・販売が予定されているものではない。

例えば、被告キングレコードは、握手券の譲渡及び転売行為を厳しく禁止し、これをホームページ上などで告知している(丙 2 号証 9 頁目参照)。また、被告キングレコードは、購入した CD や添付の写真等をすべて含めた状

態での返品しか受け付けておらず、握手券のみでの返品を認めていない

(甲

19号証2丁目・5丁目・8丁目・11丁目及び14丁目参照)。

これらのことから明らかなおり、握手券はあくまでもCDの特典に過ぎないのであって、握手券が被告キングレコードとの間で何らかの契約関係を

発生させるものではない。

(3)また、握手会の内容は主催者の判断により予告なく変更される場合があ

ることがあらかじめ告知されており(丙2号証9頁目参照)、主催者である被告キングレコードがその内容を一方的に変更しうるのであるから、

握

手券所持者に被告キングレコードとの契約関係を発生させるものではない。

(4)したがって、被告キングレコードには岩田と原告を握手させる法律上・

契約上の義務は何ら存在しないのであるから、原告の主張はそもそも失当

である。

2 握手会参加券が表象する内容が強制力を欠くこと

(1)原告は、握手券が財産的価値を有するとする刑事事件の裁判例(東京地

裁平成22年8月25日判決。丙1号証)を挙げたうえで、握手券を所持していることによつて被告キングレコードに対する「権利」が存在しているかのごとき主張をしている(補正資料「請求の原因」第1の4項及び甲18号証)。

しかし、当該裁判例は、握手券が刑法上の有価証券にあたりと判示しているに過ぎないのであって、その有価証券が表象する財産的価値の民事上

の性質についてまで判示しているわけではない。したがって、かかる裁判例があるからといって、握手券所持者が被告キングレコードに対してAKB48のメンバーと握手できるように求める「権利」を当然に有するわけではない。

そもそも、握手という行為は、握手を行う者の自由意思に基づいてなされるものであって、「AKB48のメンバーの一人と握手することができる」と約束したからといって、様々な事情により当該メンバーがこれに応じられない場合にはその約束が果たされないことは当然であり、被告キン

グレコードが当該メンバーにその約束を履行するよう強制することができない

ことも明らかである。このことは、握手券付CDを購入する者にとっても、いわば常識の範疇に入るものである。

換言すると、握手券に表象されている内容とは、「債務者」又は「債務者」が指定する者がこれを任意に履行する場合に「債権者」がその給付を受領することができる「事実上の利益」に過ぎないのであって、さらに進んで「債務者」が任意に履行しない場合に「債務者」に対して「債務」の履行を請求することはできず、また強制執行を行う権利まで有するもので

はない。この意味で、握手券に表象されている内容は、「強制力を欠く権利」に過ぎない。

したがって、仮に握手券が何らかの価値を表象するものであったとしても、これはそもそも「強制力を欠く権利」なのであるから、被告キングレ

コードが原告と岩田を握手させなくても被告キングレコードの債務不履行にはならないし、岩田と握手させるように被告キングレコードに対して履行強制をすることもできない。

(2)原告は、メンバーとの握手が不可能となった場合に、被告キングレコードが振替握手会や返金対応を行っていると主張している。しかし、このような事実があるからといって、被告キングレコードが握手券所持者にAKB48のメンバーと握手をさせることを保証していることにはならない。これらの対応は、上記1の(1)で述べたとおり、握手券がソフト購入の特典として魅力がありAKB48のファンの多くが握手会に参加することを希望しているという実態に鑑み、被告キングレコードがCD購入者に対するサービスとして特別に行っている自発的な配慮に過ぎない。

したがって、上記対応を取っているからといって、被告キングレコードに振替握手会を開催したり、返金に応じる義務はない。

(3)以上のとおり、握手券はあくまでもCDに添付された特典に過ぎず、これのみで契約上の債権債務を発生させるものでない。万一、握手券に何らかの価値が表象されていたとしても、それは強制力を欠く権利であるから、被告キングレコードが原告と岩田とを握手させなかったからといって、被

告キングレコードには何らの債務不履行も生じていないし、違法行為も
存
在しない。

したがって、原告の主張は失当である。

3 原告には債務不履行による損害が発生していないこと

(1)原告は、自ら購入したと述べる握手券付きCD40枚(1枚1,000
円、合計40,000円)について、添付されていた40回分の握手券の
うち10回分は平成25年11月23日に既に使用しているため(補正資
料「請求の原因」第1の1項及び3項、訴状「請求の原因」第3の30
項)、残りの30回分(CD30枚、30,000円相当)について、握
手を拒絶した代償として3万円の支払を請求しているものと考えられ
る。

(2)しかし、上述したとおり、握手券はCDに添付された特典に過ぎず、こ
れのみで何らかの債務を発生させるものではないし、転売が予定されて
い
るものでもない。

原告は、たとえ握手を拒絶されたとしても、財産的価値を有するCD3
0枚を現在も所持しているのであるから、原告にはそもそも債務不履行
に
基づく損害は発生していない。

(3)よって、原告の主張は失当である。

4 振替握手会の開催の強制履行について(補正資料「請求の原因」第1の 7 項)

(1)上述のとおり、被告キングレコードには債務不履行が存在しないので

あ

るから、原告が求める民法414条に基づく請求には理由がない。

(2)また、原告は振替握手会の開催を求めているが、原告は岩田と握手でき

なかったことが債務不履行である旨を主張していることに鑑みると、原告

の主張は単に振替握手会の開催を求めるに止まらず、原告が岩田と握手で

きるようにすることを求めているものと解される。

そうだとすると、仮に被告キングレコードが振替握手会を開催したとしても、原告が岩田と握手するためには岩田の協力が不可欠であり、岩田の自由意思に反して原告との握手を強要できないことは言うまでもない。

債務者が、特定の第三者と債権者とを握手させるという内容の債務は、既述のとおり、特定の第三者の任意の履行を期待するものに過ぎず、債務者及び第三者の自由意思に反して強制することが社会通念上是認できない

ものといえるから、不代替的作為債務であり、履行を強制することはできない。

(3)よって、原告のかかる請求はそもそも失当である。

第3 不法行為に基づく損害賠償請求に対する反論

1 原告に握手させなかった対応が不法行為とはならないこと

(1)被告キングレコードは、握手会の主催者として、握手会を安全かつ円滑

に運営し事故が生じないようにするいわゆる安全配慮義務を、AKB48のメンバーや参加者に対して負っている。

特に、AKB48の握手会には、毎回数万人という膨大な数のファンが参加し、ファンの一人一人がAKB48のメンバーと直接接触する機会があることから、AKB48のメンバーに危害が生じたり、会場が混乱してファン同士のトラブルや事故が生ずることのないよう、会場を適切に管理・監督する必要がある。

そのため、被告キングレコードは、ホームページや会場内において、事故・混乱防止のために握手会に様々な制限を設けることがあること、会場内では係員の指示に従って頂くこと、メンバーへの誹謗中傷や握手以外の行為を禁止すること、注意を守れない場合には握手会に参加できなくなる

場合があること等を周知徹底している(丙2号証9頁目参照)。

また、被告キングレコードは、会場内に防護柵やロープを設置して参加者を誘導するとともに、係員や警備員を配置して、事故や問題が発生した場合に即座に対応する体制を整えている。

このように、被告キングレコードは、大規模なイベントを主催する者の義務として上記対応を取っているのであって、当該イベントに参加する者

はかかる主催者の指示に従う義務がある。

(2)しかるに、被告キングレコードが被告AKS担当者から聞いたところによると、原告は、以下に述べるとおり、AKB48のメンバーである岩田に対し、常々、性的交渉や結婚を求める言動を繰り返し、岩田に危害を加える虞が客観的に高かった。また、岩田本人も原告の言動に恐怖を感じ、原告と会いたくないと述べていた。したがって、原告が握手券に基づいて岩田との握手を求めた場合に、原告と岩田との間でトラブルが発生した

り、
原告以外の岩田のファンと原告との間でもトラブルが発生する蓋然性が、

平成 25 年 11 月 24 日当時には高かったのである。

そのような状況にあった以上、被告キングレコードが原告と岩田とを握手させない行為に出たことは、主催者としての当然の責任に基づくもので

あり、何ら違法な行為ではない。

以下、原告の岩田に対する言動について、被告キングレコードが被告 AKS 担当者などから聞いて把握している限りにおいて詳述する。

ア 原告は、以前から、AKB48 のメンバーである岩田に対し、毎日のように大量のファンレターを送付し、その総数は 500 通以上にのぼっていた。原告はそのなかで、当時まだ中学生であった岩田に対して「結婚してください。」などと自らとの結婚を執拗に要求したり、性的関係を要求するなどの言動を行っていた。さらに、原告は、被告キングレコードが主催する AKB48 の握手会等のイベントにも多数回参加し、岩田と握手する際に、年少者の岩田に対して同様の言動を行っていた。

岩田は、被告 AKS 担当者らに対し、原告について、「気持ち悪い」

「何をされるか分からない」「危険を感じる」などと繰り返し述べていたようであり、被告キングレコードの担当者も、被告 AKS 担当者からその旨を聞いていた。

被告 AKS の担当者は、被告キングレコードの担当者とも協議を行い、岩田が参加する握手会において、岩田のブース付近に警備員を増員するなどの対策を講じる等の対応を取っていた。

イ 原告は、平成 25 年 11 月 23 日に行われた本件握手会に参加し、

岩田と握手したが、その際、岩田に対して、「結婚して下さい。」などと述べた。岩田はこの発言にショックを受け、「ホント迷惑なんで、そういうのはやめてください。」等と答え、それ以上イベントに参加し続けることが出来ない精神状態に陥ったため、被告キングレコードは本件握手会を一旦中断した。その際、被告キングレコードの担当者は、岩田から、「(原告は)ひどいことを言うし、やっぱり変だし、これまでに散々ひどいことをされてきたから、本当に嫌な人だ。」という旨の説明を聞いた。

翌11月24日の握手会開催前に、岩田は「もう原告と会いたくない。」と述べており、岩田が原告と会うことについて極度に怯えている様子であったため、被告キングレコードの担当者は、被告AKSの担当者とも協議し、握手会を安全かつ円滑に運営し、岩田の心身の安定を図るためには、原告と岩田を接触させるべきではないと判断し、原告が岩田の参加する握手会に参加できないようにするため、11月24日の握手会への参加を拒絶した。

(3)以上のように、原告の言動は、年少者の岩田に強い恐怖心を抱かせるものであり、現に岩田は恐怖心を持っていたのであるから、被告キングレコードが原告と岩田とを握手させないようにした対応は、主催者としての安全配慮義務に基づく当然の行為であって、何ら不法行為を構成するものでもないし、債務不履行となるものではない。原告の主張は、独自の理論に基づくものに過ぎず、到底認められないものであって、主張は失当である。

2 原告にCDを購入させないことが何ら違法ではないこと

(1)原告は、被告らが本件握手会において、原告に対してキャラアニを通じて

の握手券付CDの販売を停止すると告げたことが不法行為にあたりと主張

している(補正資料「請求の原因」第1の9項乃至15項)。

ア しかし、被告キングレコードの担当者は原告に対してかかる発言はしていない。したがって、被告の主張はそもそも前提を欠く。

イ また、被告キングレコードやキャラアニが誰とCDの売買契約を結ぶかについては契約自由の原則が妥当するのであり、被告キングレコード又はキャラアニが原告と握手券付きCDの売買契約を結ばなかったからといって、かかる行為が不法行為に該当するものではない。

ウ したがって、原告の主張はそもそも理由がない。

(2)原告は、キャラアニから購入できなくなることで、被告キングレコード

が販売する一切のCDが購入できなくなるかのような主張をしているが(補正資料「請求の原因」第1の9項乃至11項)、まったく事実と反する。

AKB48に関連するCDやDVDは、一般のCD販売店やインター

ネット等でも購入可能であり、当該ルートで流通しているCD等にも握手券は特典として添付されている。

したがって、原告の主張は事実と反する。

(3)原告は、商品の供給者である被告キングレコードがキャラアニに対して

原告がキャラアニでCDを購入できなくすることが不公正な取引方法のうち

ちの共同の取引拒絶(一般指定1項2号)に該当し、独占禁止法19条に違反するなど述べている(補正資料「請求の原因」第1の10項乃至12項)。

しかし、上述したとおり、そもそも被告キングレコードはそのような行為を行っていない。

また、被告キングレコードとキャラアニとは競争関係に立つ当事者ではないため「自己と競争関係にある他の当事者と共同して」の要件には該当しないし、原告も「事業者」にはあたらない。

さらに、被告キングレコードには公正な競争を阻害する目的がないことは明らかであるから「正当な理由がない」の要件にもあたらない。実質的にも、かかる対応を取ったとしても他者の競争行為を制限するものでもない

(独占禁止法2条9項1号ロ)。

以上のとおりであつて、原告の主張には理由がない。原告の主張は原告独自の見解に基づくものに過ぎない。

(4)原告は、「原告の個人情報、とりわけ思想情報を取得し判断を加えてい

る」ことが個人情報保護法15条及び16条に抵触すると述べている(補正資料「請求の原因」第1の13項)。

原告の述べる「思想情報」が何を意味しているのかは判然としないが、被告キングレコードは、握手券付CDの販売及び握手会の開催にあたって取得した個人情報については、握手会の適正な運営の目的のみに使用して

いる。また、握手会の運営に必要な範囲で他の事業者と共同して個人情報を利用することは、ホームページ等においてあらかじめ明示されている

(丙2号証9頁参照)。

以上のとおり、被告キングレコードは、個人情報保護法に抵触する取扱いは一切行っていないのであり、同法違反を主張する原告の主張も理由がない。

(5)以上のとおりであるから、被告キングレコードに何らの不法行為も行ってない。原告の主張は、独自の理論に基づくものに過ぎず、到底認められないものであって、主張はそもそも失当である。

3 原告の損害について

原告は、握手会に参加できなくなったことで精神的苦痛を被ったと主張しているが、そもそも被告キングレコードには不法行為の事実はまったく存在しないのであって、かかる原告の主張にはまったく理由がなく根拠もない。

第4 CDを選択購入できる地位の確認請求に対する反論

原告は、握手券付CDを選択購入できる地位を有することの確認を求めているが、かかる地位は事実上の地位に過ぎず、原告の主張は確認の訴えの利益を欠く。

よって、原告のかかる主張は却下されるべきである。

— 以 上 —